

## 令和4年度 豊島区防災会議 次第

- 日時:令和5年3月29日(水)  
午前10時00分～午前11時00分
- 場所:としま区民センター7階大会議室

### 1. 開会

### 2. 議事

- (1) 首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月公表)
- (2) 災害時要援護者への対応について
- (3) 豊島区国土強靱化地域計画の策定

### 3. その他

#### <資料>

- 資料 1 「令和4年度豊島区防災会議委員名簿」
- 資料 2 「首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月公表)」
- 資料2別紙 「豊島区における被害想定」
- 資料 3 「災害時要援護者への対応について」
- 資料 4 「豊島区国土強靱化地域計画の策定」
- 資料4別添 「豊島区国土強靱化地域計画(案)」
- 東京都下水道局資料「ニュース東京の下水道」

令和4年度 豊島区防災会議 委員名簿 ※黄色網掛け:新委員

資料1

| NO | 委員種別                | 役 職 名                                | 氏 名     |
|----|---------------------|--------------------------------------|---------|
|    | 会長職務代理者             | 豊島区長職務代理者 豊島副区長                      | 齊藤 雅人   |
| 1  | 知事部局関係委員            | 東京都建設局第四建設事務所長                       | 香月 高広   |
| 2  | 知事部局関係委員            | 東京都交通局巢鴨駅務管区長                        | 末木 良英   |
| 3  | 知事部局関係委員            | 東京都水道局中央支所長                          | 鈴木 浩三   |
| 4  | 知事部局関係委員            | 東京都下水道局北部下水道事務所長                     | 大森 由明   |
| 5  | 警視庁関係委員             | 警視庁第五方面本部長                           | 東田 修一   |
| 6  | 警視庁関係委員             | 警視庁巢鴨警察署長                            | 渡邊 寿    |
| 7  | 警視庁関係委員             | 警視庁池袋警察署長                            | 伊藤 雅一   |
| 8  | 警視庁関係委員             | 警視庁目白警察署長                            | 深澤 一浩   |
| 9  | 東京消防庁関係委員           | 東京消防庁第五消防方面本部長                       | 手塚 徳    |
| 10 | 東京消防庁関係委員           | 東京消防庁豊島消防署長                          | 内田 元高   |
| 11 | 東京消防庁関係委員           | 東京消防庁池袋消防署長                          | 金枝 俊宏   |
| 12 | 消防団関係委員             | 豊島消防団長                               | 大柴 厚三   |
| 13 | 消防団関係委員             | 池袋消防団長                               | 清水 正博   |
| 14 | 指定公共機関・指定地方公共機関関係委員 | 日本郵便株式会社豊島郵便局長                       | 大塩 慶二   |
| 15 | 指定公共機関・指定地方公共機関関係委員 | 東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部 新宿地区 池袋営業統括センター副所長 | 佐藤 真吾   |
| 16 | 指定公共機関・指定地方公共機関関係委員 | 東日本電信電話株式会社 東京北支店 担当部長               | 海野 恵美子  |
| 17 | 指定公共機関・指定地方公共機関関係委員 | 東京ガス株式会社 東京東支店 支店長                   | 伊藤 あすか  |
| 18 | 指定公共機関・指定地方公共機関関係委員 | 東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社長                 | 土岐 有紀子  |
| 19 | 指定公共機関・指定地方公共機関関係委員 | 東武鉄道株式会社東武池袋駅管区長                     | 堀江 通永   |
| 20 | 指定公共機関・指定地方公共機関関係委員 | 西武鉄道株式会社池袋駅管区長                       | 久保田 徹   |
| 21 | 指定公共機関・指定地方公共機関関係委員 | 東京地下鉄株式会社池袋駅務管区長                     | 林 隆弥    |
| 22 | 公共の団体関係委員           | 公益社団法人豊島区医師会長                        | 平井 貴志   |
| 23 | 公共の団体関係委員           | 公益社団法人豊島区歯科医師会長                      | 高田 靖    |
| 24 | 公共の団体関係委員           | 公益社団法人豊島区薬剤師会長                       | 佐野 雅昭   |
| 25 | 公共の団体関係委員           | 豊島ケーブルネットワーク株式会社代表取締役会長              | 足立 勲    |
| 26 | 自衛隊関係委員             | 陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第2中隊長                | 小野 篤    |
| 27 | 区議会関係委員             | 豊島区議会議員                              | 村上 宇一   |
| 28 | 区議会関係委員             | 豊島区議会議員                              | 藤澤 愛子   |
| 29 | 区議会関係委員             | 豊島区議会議員                              | 辻 薫     |
| 30 | 区議会関係委員             | 豊島区議会議員                              | 島村 高彦   |
| 31 | 区議会関係委員             | 豊島区議会議員                              | 永野 裕子   |
| 32 | 区議会関係委員             | 豊島区議会議員                              | 中澤 まさゆき |
| 33 | 区議会関係委員             | 豊島区議会議員                              | 儀武 さとる  |
| 34 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員   | 豊島区町会連合会 会長(駒込第一町会 会長)               | 片桐 昌英   |

| NO | 委員種別              | 役職名                                 | 氏名      |
|----|-------------------|-------------------------------------|---------|
| 35 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 豊島区町会連合会 理事(池袋四丁目町会 会長)             | 平田 光子   |
| 36 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 豊島区立中学校PTA連合会 会長                    | 御代 恒    |
| 37 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 共生社会推進・事業開発課長    | 大竹 宏和   |
| 38 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 豊島防火女性の会 会長                         | 東條 理美子  |
| 39 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 池袋防火女性の会 会長                         | 牛久 和江   |
| 40 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 豊島区民生委員・児童委員協議会 会長                  | 山本 ナミエ  |
| 41 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 豊島区民生委員・児童委員協議会 長崎第二地区会長            | 松田 和江   |
| 42 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 豊島区青少年育成委員会連合会 会長                   | 白熊 千鶴子  |
| 43 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 豊島区青少年育成委員会連合会 副会長                  | 山本 道子   |
| 44 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 特定非営利活動法人みみずくの杜 理事長                 | 杉岡 敏弘   |
| 45 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 特定非営利活動法人ひろば西池袋 理事長                 | 猪野 美佐子  |
| 46 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 豊島区高齢者クラブ連合会 会長                     | 外山 克己   |
| 47 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 豊島区高齢者クラブ連合会 女性委員会委員長               | 大門 幸代   |
| 48 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 豊島区聴覚障害者協会 会長                       | 長谷川 則之  |
| 49 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 豊島家族会                               | 久野 明美   |
| 50 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 社会福祉法人フロンティア 特別養護老人ホーム山吹の里 施設長      | 芝田 宏昭   |
| 51 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団 特別養護老人ホームアトリエ村 施設長 | 小野 奈緒美  |
| 52 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 豊島建設防災連絡協議会                         | 鳥越 雅人   |
| 53 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 東京都マンション管理士会 理事                     | 戸田 汎    |
| 54 | 自主防災組織・学識経験者等関係委員 | 東京都立大学 名誉教授                         | 中林 一樹   |
| 55 | 区・区教育委員会関係委員      | 豊島区教育長                              | 金子 智雄   |
| 56 | 区・区教育委員会関係委員      | 危機管理監                               | 岡谷 晃治   |
| 57 | 区・区教育委員会関係委員      | 男女平等推進センター所長                        | 佐々木 美津子 |
| 58 | 区・区教育委員会関係委員      | 広報課長                                | 佐藤 智子   |

# 首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月公表)

資料2

- 令和4年5月、東京都防災会議が「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表。
- 都区が推進する防災・減災対策により、豊島区における被害想定は前回(平成24年)から減少。(※詳細は資料2別紙)

## 主な防災・減災対策と豊島区における被害想定

| 主な防災・減災対策 |  | 被害種類              | 前回被害想定 | 今回被害想定 | 増減    |
|-----------|--|-------------------|--------|--------|-------|
| 耐震化       | 住家耐震化率の向上                                    | 全倒壊棟数             | 1,679棟 | 816棟   | 約51%減 |
| 不燃化       | 不燃領域率の向上<br>感震ブレーカー設置等の助成<br>街頭消火器・街かど消火栓の設置 | 焼失棟数<br>(倒壊建物含まず) | 1,315棟 | 733棟   | 約44%減 |
| 防災意識向上    | 救援センター実地訓練<br>女性の防災リーダー育成講座                  | 死者数               | 121人   | 55人    | 約54%減 |
|           |  | 負傷者               | 2,778人 | 1,362人 | 約50%減 |

防災・減災対策の推進により、更なる被害軽減に取り組む

# 豊島区における被害想定

資料2別紙

|          |                       |  | 平成24年4月公表<br>被害想定     | 令和4年5月公表<br>被害想定      | 増減                   |
|----------|-----------------------|--|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 条件       | 種類及び規模                |  | 東京湾北部地震<br>M7.3       | 都心南部直下地震<br>M7.3      |                      |
|          | 予想震度階(区内に<br>おける面積比率) | 6弱   | 88.4%                 | 90.7%                 | 2.3%                 |
|          |                       | 6強   | 11.6%                 | 9.3%                  | ▲2.3%                |
|          | 時期及び時刻                |  | 冬の夕方18時               |                       |                      |
|          | 風速                    |  | 8m/秒                  |                       |                      |
| 物的<br>被害 | 建物全壊数<br>原因別          | ゆれ   | 1,672棟                | 794棟                  | ▲878棟                |
|          |                       | 液状化  | 3棟                    | 22棟                   | 19棟                  |
|          |                       | 急傾斜地崩壊                                     | 4棟                    | 0棟                    | ▲4棟                  |
|          |                       | 計  | 1,679棟                | 816棟                  | ▲863棟                |
|          | 火災                    | 出火件数                                       | 8件                    | 8件                    | 0件                   |
|          |                       | 焼失棟数(倒壊建物を含む)                              | 1,355棟                | 745棟                  | ▲610棟                |
|          |                       | 焼失棟数(倒壊建物を含まず)                             | 1,315棟                | 733棟                  | ▲582棟                |
|          | ライフライン                | 電力(停電率)                                    | 10.0%                 | 6.5%                  | ▲3.5%                |
|          |                       | 通信(固定電話不通率)                                | 2.4%                  | 1.6%                  | ▲0.8%                |
|          |                       | ガス(供給停止率)                                  | 0.2%                  | 0.0%                  | ▲0.2%                |
|          |                       | 上水道(断水率)                                   | 23.9%                 | 21.6%                 | ▲2.3%                |
|          |                       | 下水道(下水道管きよ被害率)                             | 24.7%                 | 3.4%                  | ▲21.3%               |
|          | 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 |  | 183台                  | 647台                  | 464台                 |
| 震災廃棄物    |                       | 65万t                                       | 41万t                  | ▲24万t                 |                      |
| 人的<br>被害 | 死者(うち災害時要援護者死者数)      |  | 121人(48人)             | 55人(26人)              | ▲66人(▲22人)           |
|          | 負傷者(うち重傷者)            |  | 2,778人(279人)          | 1,362人(215人)          | ▲1,416人(▲64人)        |
|          | 避難人口                  | 避難生活者数【避難人口に占める割合】                         | 34,115人【65%】          | 32,136人【66.7%】        | ▲1,979人              |
|          |                       | 疎開者※人口【避難人口に占める割合】<br>※令和4年被害想定で避難所外避難者と定義 | 18,370人【35%】          | 16,068人【33.3%】        | ▲2,302人              |
|          |                       | 計  | 52,485人               | 48,203人               | ▲4,282人              |
|          | 滞留者数(うち屋外被災者)         |  | 374,171人<br>(45,507人) | 396,744人<br>(39,089人) | 22,573人<br>(▲6,418人) |
|          | 徒歩帰宅困難者数              |  | 140,005人              | 128,014人              | ▲11,991人             |
|          | 自力脱出困難者数              |  | 770人                  | 297人                  | ▲473人                |

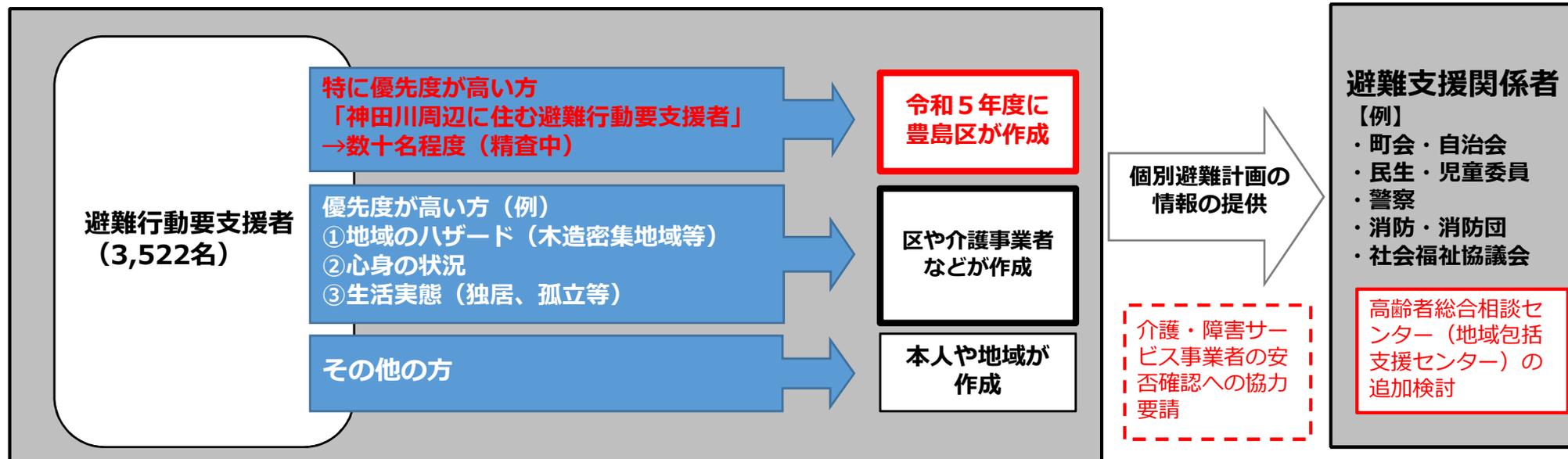
留意事項:平成24年と令和4年の被害想定は、想定される地震のメカニズムが異なるため、単純な比較は困難である。

各被害想定公表時点で想定し得る最大の被害を比較したものであることを留意されたい。

## 1 令和4年度の取り組み状況と今後の取り組みの方向について

- (1) 名簿を活用した見守りや安否確認について、地域包括支援センター、介護事業所、障害福祉サービス事業所と連携・協力体制を構築
  - 災害時要援護者の安否確認について、従来の「救援センター方式」に加え、介護事業所との連携を図った「事業者活用方式」を導入。令和5年度中に協定を締結予定。
- (2) 個別避難計画のモデル作成を実施
  - R4年度は、避難行動要支援者13名にヒアリングを実施。  
台風等による水害被害を想定のうち、特に優先度が高い災害時要援護者に対し、令和5年度中に個別避難計画を区が作成予定。
- (3) 地域に対する広報・周知
  - 大正大学地域構想研究所（防災・減災）と個別避難計画の内容検討、モデル策定を進めるとともに、防災リテラシーの向上に向けて、町会・自治会、民生・児童委員などへの説明会や研修を開催予定。

## 2 個別避難計画の作成、活用イメージ（赤字部分は今年度追加）



# ■ 災害時要援護者への対応について

## 介護・障害サービス利用者の安否確認体制（案）

安否確認・避難行動支援関連図



- (従来)  
「救援センター方式」
- 各救援センターに安否確認・支援班の区職員を配置
  - 町会などに安否確認調査を依頼
  - 町会、民生・児童委員、近隣住民は、安否情報を収集し、救援センターに報告
  - 収集した情報を総合防災システムに入力
- (新たに追加)  
「事業者活用方式」
- 介護・障害福祉サービス事業者はBCPに基づき、サービス利用者の安否を確認し、区に報告
  - 収集した情報を総合防災システムに入力
  - 安否確認・避難情報などを事業者と共有

# ■ 災害時要援護者への対応について

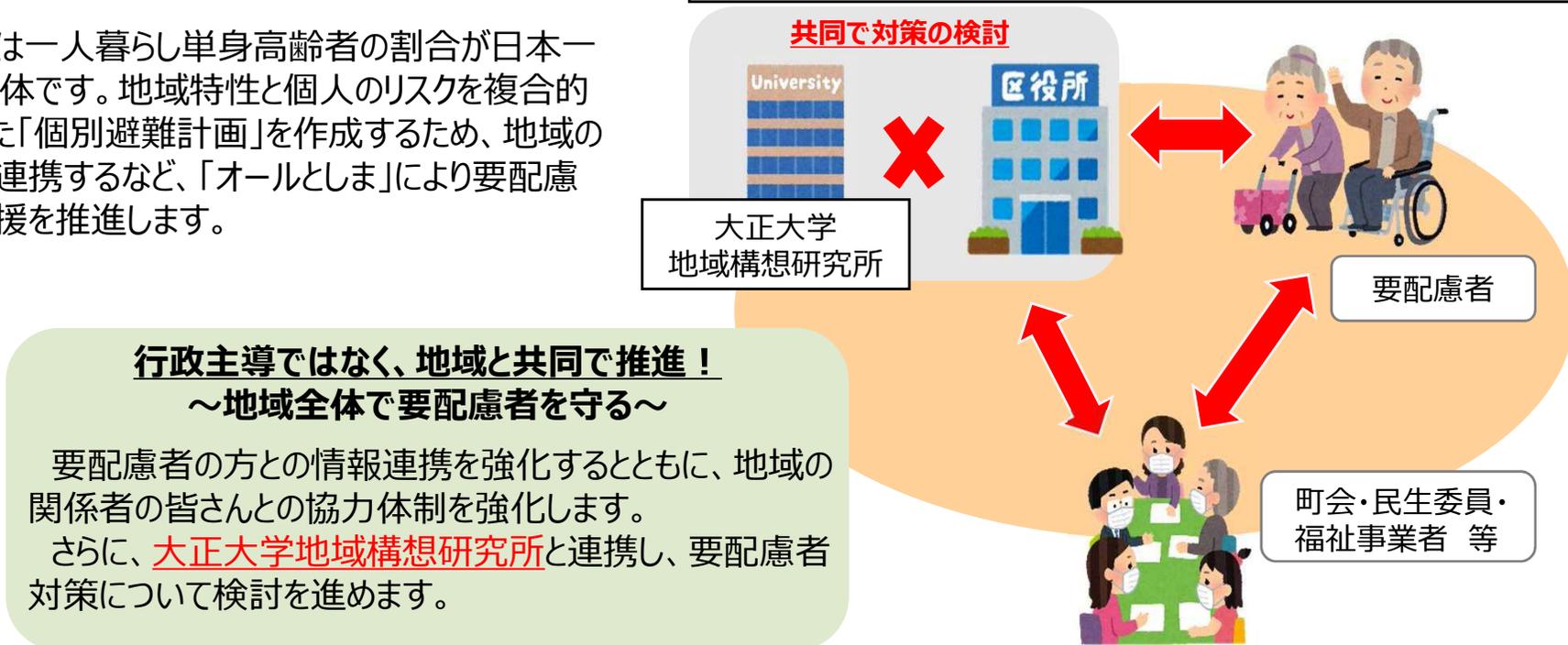
## 大正大学地域構想研究所（防災・減災）との共同研究イメージ

### 災害要配慮者対策の推進

豊島区は一人暮らし単身高齢者の割合が日本一高い自治体です。地域特性と個人のリスクを複合的に評価した「個別避難計画」を作成するため、地域の関係者と連携するなど、「オールとしま」により要配慮者への支援を推進します。

#### 【共同研究の一例】

安否確認や避難誘導、避難所での生活支援といった各段階における支援について、誰が、どのように、どういう方法で関わるかを個々の実情に即して検討することで、地域力の向上を図る。



豊島区未来戦略推進プラン2023（案）より

## 本計画の目的

- 全国で発生している大規模自然災害では、甚大な被害からの復旧復興に向けての「事後対策」を余儀なくされている。
- このことから、発災時に取り組む施策だけでなく、事前の備えとして、「平時から取り組むべき施策」の推進が求められている。
- 想定される自然災害等が発生した際のリスクを事前に明らかにし、最悪の事態とならないよう、平時(災害前)から取り組むべき施策に重点を置いた「国土強靱化地域計画」(以下、「本計画」という) を策定することで、防災・減災対策をさらに推進する。

## 地域防災計画との違い

|          | 国土強靱化地域計画      | 地域防災計画     |
|----------|----------------|------------|
| 対象リスク    | 地域で想定される自然災害全般 | 災害の種類ごと    |
| 主な対象フェーズ | 平時(災害前)        | 予防・発災時・発災後 |
| 根拠法      | 国土強靱化基本法       | 災害対策基本法    |

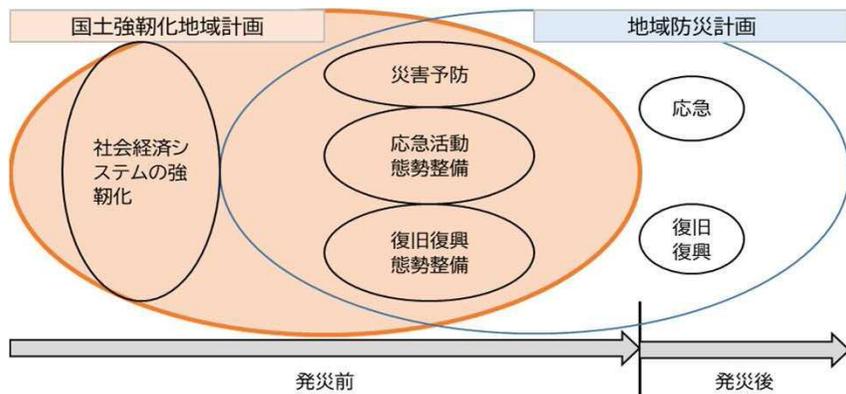
## 本計画策定のメリット

### 課題と施策の整理

分野別の個別計画で整理されていた課題や施策を集約・整理することで、各担当部署においてやるべき防災・減災対策が明確になる。

### 強靱化に向けた財源確保

本計画に明記された施策に対して、国は交付金・補助金等の重点配分や優先採択の方針を示している。本計画を策定することにより、効果的に防災・減災対策を推進できる。



豊島区国土強靱化地域計画  
(案)

令和5年3月  
豊島区

# 目次

|   |    |
|---|----|
| I. 国土強靱化地域計画の概要 .....   | 1  |
| 1. 国土強靱化地域計画の策定目的 .....   | 1  |
| 2. 本計画の位置付け .....   | 2  |
| 3. 地域防災計画との関係 .....   | 3  |
| 4. 本計画の見直し .....  | 3  |
| II. 強靱化の基本的な考え方 .....   | 4  |
| 1. 豊島区の地域特性と想定するリスク .....   | 5  |
| 2. 国土強靱化の基本目標と推進目標 .....  | 9  |
| III. リスクシナリオの設定 .....   | 10 |
| IV. 脆弱性の評価及び強靱化に向けた推進すべき対応策 .....   | 12 |
| 【推進目標1】大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる .....  | 13 |
| 【推進目標2】大規模自然災害発生直後から救助・救援、医療活動等が迅速に行われる。<br>（それがなされない場合の必要な対応を含む） .....                   | 34 |
| 【推進目標3】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。 .....  | 41 |
| 【推進目標4】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。 .....  | 47 |
| 【推進目標5】大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む。)を<br>機能不全に陥らせない。 .....                           | 51 |
| 【推進目標6】大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下<br>水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。 .. | 53 |
| 【推進目標7】制御不能な二次災害を発生させない。 .....  | 60 |
| 【推進目標8】大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる<br>条件を整備する。 .....                              | 67 |

# I. 国土強靱化地域計画の概要

## 1. 国土強靱化地域計画の策定目的

台風、集中豪雨、地震等、人々の生活・経済に甚大な影響を及ぼす大規模自然災害が全国各地で発生しています。またこれらの災害に加えて、令和4年5月公表の首都直下地震等による東京の被害想定報告書によると、首都圏ではマグニチュード7クラスの直下型地震が30年以内に発生する確率は70%と予測されています。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年12月11日法律第95号)(以下、「基本法」という。)」が公布・施行され、平成26年6月に国土強靱化基本計画が策定されるなど、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を進めるための枠組みが整備されました。

このような国の動きに合わせて、都では様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京の防災上の弱点を明らかにしたうえで、財源の確保などに取り組みながら、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、基本法第13条に基づき、東京都国土強靱化地域計画が策定されています。

一方、豊島区では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に基づき、発災時における区及び関係機関が行う災害対応等に重点を置いて定めた豊島区地域防災計画を中心に防災対策を推進してきました。

しかし、激甚化・高頻度化する大規模自然災害や上記の背景から、防災・減災対策の取組をさらに推進していく必要があります。国土強靱化地域計画の策定は、豊島区における防災・減災対策の取組をさらに加速することに繋がります。また、国は国土強靱化地域計画に明記された事業に対して、交付金・補助金等の重点配分や優先採択の方針を示していることから、強靱化の推進に向けた財源確保に資するものでもあります。

以上のことから、事前に災害に備え、安全・安心で強靱な都市を形成するための施策を定めた豊島区国土強靱化地域計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

## 2. 本計画の位置付け

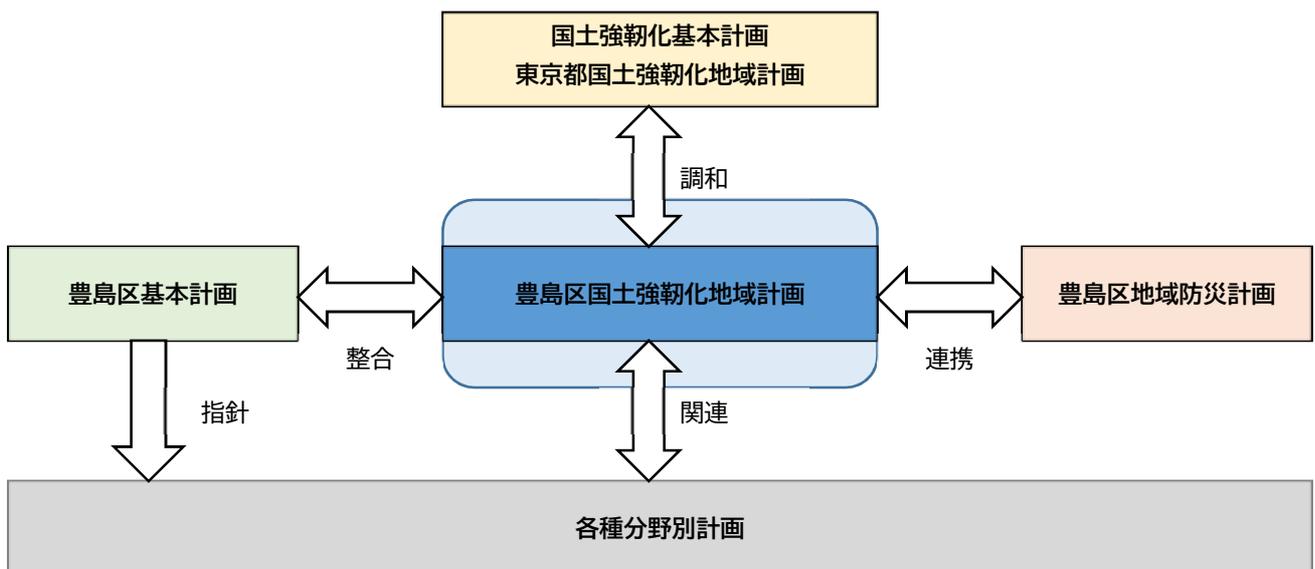
本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、豊島区における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とします。

豊島区は、豊島区基本構想に掲げる豊島区の将来像「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」の実現に向け、長期的展望に立って取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにする豊島区基本計画を定めています。

本計画は、豊島区基本計画だけでなく、国の国土強靱化基本計画や東京都国土強靱化地域計画との整合を図るとともに、発災時における区及び関係機関が行う災害対応等に重点を置いて定めた豊島区地域防災計画とも連携を取ります。

また、各分野における個別計画との関連の下で、平時(災害前)から備える強靱化に向けた必要な取組を具体的に示すものです。

### ■豊島区国土強靱化地域計画と各種計画との関係※



#### ※基本法抜粋

第4条 地方公共団体は、(中略)国土強靱化に関し、(中略)地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、(中略)国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

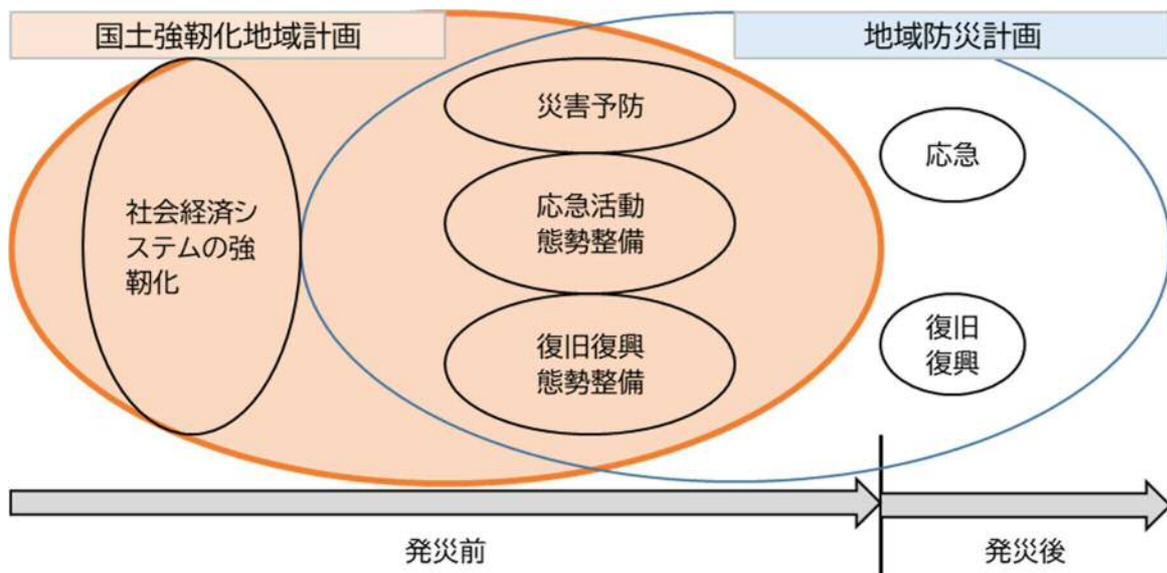
### 3. 地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や洪水等の各災害に対して、予防・発災時・発災後における災害対応等に重点を置いて定めたものです。

一方、国土強靱化地域計画は地域で想定される自然災害全般を対象としており、それらが発生した際の最悪の事態(リスクシナリオ)を明らかにし、最悪の事態にならないようにするために平時(災害前)から取り組むべき施策に重点を置いて定めたものです。

#### ■国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較※

|          | 国土強靱化地域計画             | 地域防災計画     |
|----------|-----------------------|------------|
| 根拠法      | 基本法                   | 災害対策基本法    |
| 対象のリスク   | 地域で想定される自然災害全般        | 災害の種類ごと    |
| 主な対象フェーズ | 平時(災害前)               | 予防・発災時・発災後 |
| 施策の設定方法  | リスクシナリオ、脆弱性の評価に合わせた施策 | —          |



### 4. 本計画の見直し

本計画は、定期的に進捗状況を把握し、今後の社会情勢の変化、国の国土強靱化基本計画が概ね5年ごとに見直されること等を考慮し、豊島区基本計画との整合を取りつつ、必要に応じて見直しを図ります。

※国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第8版)基本編(令和3年6月)をもとに作成。

## II. 強靱化の基本的な考え方

### 計画策定方法

本計画で定める強靱化の目標や推進方針は、国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画を踏まえ、以下の手順で検討・策定します。

1. 豊島区の地域特性、リスク等の検討

2. 強靱化に向けての基本目標及び推進目標の設定

3. 起きてはいけない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

4. リスクシナリオを避けるために実施している施策の現状と課題の分析(脆弱性の評価)

5. 脆弱性の評価をもとに対処策を検討し、推進方針を取りまとめ



## (2) 想定するリスク

区民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、首都直下地震が遠くない将来に発生する可能性があるとして想定されています。また、台風や集中豪雨が増加傾向であることから、豊島区におけるリスクは大規模自然災害とします。

### ① 地震による被害

東京都防災会議が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」で想定した地震のうち、都心南部直下地震(冬の夕方18時 風速8m/秒)は、首都機能に対し直接的に大きな影響を与えるため、首都直下地震対策を検討していく上で中心となる地震と位置付けられています。豊島区にも大きな被害を及ぼす恐れがある地震です。

| 条件              | 種類及び規模 |                       | 都心南部地下地震 M7.3<br>(冬の夕方18時 風速8m/秒) |
|-----------------|--------|-----------------------|-----------------------------------|
|                 | 予想震度階  | 6弱                    |                                   |
|                 | 6強     |                       | 9.3%                              |
| 物的被害            | 建物全倒壊  | ゆれ                    | 794棟                              |
|                 |        | 液状化                   | 22棟                               |
|                 |        | 急傾斜地崩壊                | 0棟                                |
|                 |        | 計                     | 816棟                              |
|                 | 火災     | 出火件数                  | 8件                                |
|                 |        | 焼失棟数(倒壊建物を含む)         | 745棟                              |
|                 |        | 焼失棟数(倒壊建物を含まず)        | 733棟                              |
|                 | ライフライン | 電力(停電率)               | 6.5%                              |
|                 |        | 通信(固定電話不通率)           | 1.6%                              |
|                 |        | ガス(供給停止率)             | 0.0%                              |
|                 |        | 上水道(断水率)              | 21.6%                             |
|                 |        | 下水道(管きよ被害率)           | 3.4%                              |
|                 |        | 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | 647台                              |
|                 |        | 震災廃棄物                 | 41万t                              |
|                 | 人的被害   | 死者(うち要配慮者)            | 55人(26人)                          |
| 負傷者(うち重傷者)      |        | 1,362人(215人)          |                                   |
| 避難者数(うち避難所避難者数) |        | 48,203人(32,136人)      |                                   |
| 帰宅困難者数          |        | 128,014人              |                                   |
| 自力脱出困難者数        |        | 297人                  |                                   |





## 2. 国土強靱化の基本目標と推進目標

### (1) 基本目標

国土強靱化とは、国土や経済、地域社会がどのような自然災害があっても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指したものです。本計画では、国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画に定められた基本目標、豊島区の地域特性、被害想定等を踏まえて、以下の4つの基本目標を設定します。

#### ■国土強靱化の基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 区及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 区民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

### (2) 推進目標

4つの基本目標をもとに、先述した大規模自然災害を想定して、どんな事が起ころうとも最悪の事態にならないようにするために達成すべき目標として、以下の8つの推進目標を設定します。

#### ■国土強靱化の推進目標

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む)
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせない。
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
7. 制御不能な二次災害を発生させない。
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

### III. リスクシナリオの設定

区民の生命と財産を守り、安全・安心で強靱な都市を形成するため、国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画に定められている45のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の項目に基づき、豊島区の地域特性を踏まえた28のリスクシナリオを以下のとおり設定しました。

| 推進目標 |  | リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態) |   |
|------|--|------------------------|---|
| (1)  | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる                          | ①                      | 建物・交通施設等の複合的規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生                     |
|      |  | ②                      | 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災   |
|      |  | ③                      | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水                                   |
|      |  | ④                      | 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 |
|      |  | ⑤                      | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生                             |
| (2)  | 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む) | ①                      | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止                              |
|      |  | ②                      | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                        |
|      |  | ③                      | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足、一斉帰宅による救助・救急活動の妨げ、交通渋滞等の混乱 |
|      |  | ④                      | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による機能麻痺                        |
|      |  | ⑤                      | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境、避難生活の長期化                   |
| (3)  | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。                          | ①                      | 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化                                |
|      |  | ②                      | 行政機関の職員・施設等被災による機能の大幅な低下                                  |

|     |   |   |  |
|-----|---|---|--|
| (4) | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。   | ① | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止   |
|     |   | ② | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態                                       |
| (5) | 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせない。                              | ① | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下  |
|     |   | ② | 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止   |
|     |   | ③ | 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態  |
| (6) | 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。 | ① | 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガスのサプライチェーン機能の停止                              |
|     |   | ② | 上水道等の長期間にわたる供給停止   |
|     |   | ③ | 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止  |
|     |   | ④ | 地域交通ネットワークが分断する事態  |
| (7) | 制御不能な二次災害を発生させない。   | ① | 市街地等での大規模火災の発生   |
|     |   | ② | 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺  |
|     |   | ③ | 有害物質の大規模拡散・流出  |
|     |   | ④ | 飼い主が不明または死亡により、犬・猫等のペットの街中への放浪(都内の動物保護を所管する「東京都動物愛護相談センター」が対応しきれなくなった場合) |
| (8) | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。                                 | ① | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態                                      |
|     |   | ② | 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足より復旧・復興が大幅に遅れる事態       |
|     |   | ③ | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態                                      |

## IV. 脆弱性の評価及び強靱化に向けた推進すべき対応策

豊島区の地域特性を踏まえた28のリスクシナリオを回避するために既に実施している施策について、施策の目標達成度、進捗状況、その施策のみでリスクシナリオ回避を達成できるのかという観点から整理したうえで、脆弱性を評価※しました。

さらに、その脆弱性の評価を踏まえ、8つの推進目標を達成するための推進すべき対応策として、リスクシナリオごとに取りまとめています。また各施策の進捗を測る重要業績指標として、対応策の根拠となる計画・現状値・目標値を記載しています。なお、今後の進捗状況や計画の見直しを効率良く行うために、各項目を挙げた所管課名も記載しています。

### ■13ページ以降の表の見方

|   |  |
|---|--|
| 【推進目標1】<br>大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。   | 推進目標   |
| 【リスクシナリオ(1)-①】大都市での建物・交通施設等の複合的規模倒壊や住宅密集地における火災による死者の発生。  | リスクシナリオ  |
| 建築物等の耐震化【建築課】<br>脆弱性の評価。<br>旧耐震建築物は、建築基準法における新耐震基準施行前(昭和56年6月1日より前)に建築された耐震性を有していない建築物である。区内には、旧耐震建築物の民間住宅(8%)、民間特定建築物(13.2%)、特定緊急輸送道路沿道建築物(17.7%)、一般緊急輸送道路沿道建築物(11.5%)が残されており、災害時には建築物が倒壊する等区民の生命に甚大な被害が及ぼすことが予想される。そのため区は、旧耐震建築物の所有者に対し、耐震化支援制度を周知して意識を向上させることで耐震化を促していく必要がある。        | 対応策の名称等(担当所管課)   |
| 強靱化に向けた取組。<br>豊島区耐震改修促進計画に基づき、民間住宅、民間特定建築物、特定緊急輸送道路沿道建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物については、耐震化支援制度の周知・利用促進を図り、耐震化をさらに促進する。ブロック等改善工事助成、土砂災害特別警戒区域内擁壁等対策工事助成といった関連施策も推進していくと共に、狭あい道路拡幅整備事業を実施し、避難路の確保を進める。また、災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。                    | 現状に対する弱みや課題等   |
| 【根拠となる計画等・現状値・目標値】<br>豊島区耐震改修促進計画。<br>民間住宅耐震化率。<br>【現状値】92.0%(令和3年3月末)→【目標値】おおむね解消する(令和7年度末)。<br>民間特定建築物耐震化率。<br>【現状値】86.8%(令和2年3月末)→【目標値】95%以上(令和7年度末)。<br>特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化率。<br>【現状値】82.3%(令和2年6月末)→【目標値】100%(令和7年度末)。<br>一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化率。<br>【現状値】88.5%(令和2年6月末)→【目標値】90%(令和7年度末)。 | 脆弱性の評価を踏まえた対応策等  |
| 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等。<br>都市・地域交通戦略推進事業(災害に強い駅まち空間の再構築)。  | 対応策の根拠となる計画等<br>計画等に示された現状値と目標値<br>(※設定されている場合のみ記載)    |
|   | 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁等の支援等<br>(※設定されている場合のみ記載) |

#### ※基本法抜粋

第17条 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

## 【推進目標1】

### 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 【リスクシナリオ(1)-①】大都市での建物・交通施設等の複合的規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

##### 建築物等の耐震化【建築課】

###### 脆弱性の評価

旧耐震建築物は、建築基準法における新耐震基準施行前(昭和56年6月1日より前)に建築された耐震性を有していない建築物である。区内には、旧耐震建築物の民間住宅(8%)、民間特定建築物(13.2%)、特定緊急輸送道路沿道建築物(17.7%)、一般緊急輸送道路沿道建築物(11.5%)が残されており、災害時には建築物が倒壊する等区民の生命に甚大な被害が及ぼすことが予想される。そのため区は、旧耐震建築物の所有者に対し、耐震化支援制度を周知して意識を向上させることで耐震化を促していく必要がある。

###### 強靱化に向けた取組

豊島区耐震改修促進計画に基づき、民間住宅、民間特定建築物、特定緊急輸送道路沿道建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物については、耐震化支援制度の周知・利用促進を図り、耐震化をさらに促進する。ブロック塀等改善工事助成、土砂災害警戒区域内擁壁等対策工事助成といった関連施策も推進していくと共に、狭あい道路拡幅整備事業を実施し、避難路の確保を進める。また、災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。

##### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

###### 豊島区耐震改修促進計画

###### 民間住宅耐震化率

【現状値】92.0%(令和3年3月末)→【目標値】おおむね解消する(令和7年度末)

###### 民間特定建築物耐震化率

【現状値】86.8%(令和2年3月末)→【目標値】95%以上(令和7年度末)

###### 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化率

【現状値】82.3%(令和2年6月末)→【目標値】100%(令和7年度末)

###### 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化率

【現状値】88.5%(令和2年6月末)→【目標値】90%(令和7年度末)

##### 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等

###### 住環境整備事業

###### 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

## 区営住宅における耐震化と家具類転倒防止策の推進【住宅課】

### 脆弱性の評価

住宅課が管理している公営住宅については、耐震診断の結果問題がないか、耐震基準を満たしている住宅であるが、今後も計画的に建替え、大規模改修等を行い耐震化が進められるようにする必要はある。

入居者に対しては、防災意識の啓発を行い、居室内の家具等の転倒・落下・移動防止対策の実施を進める必要がある。

### 強靱化に向けた取組

災害に強いまちづくりを進めるために、住宅課が管理している住宅について、公営住宅等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域住宅施策推進事業等を推進し、計画的に建替え、大規模改修等を行い老朽化に伴う改修・改善に的確に対応する必要がある。

また、入居者に対しては、毎月発行する「すまいのひろば」で防災意識の啓発を行い、居室内の家具等の転倒・落下・移動防止器具を取り付ける際にできた壁穴等については退去時の入居者負担修繕から除く対応をし、取付促進の支援を行う。

### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

豊島区区営住宅等長寿命化計画

令和12年(2030年)度までに区営住宅6棟の大規模改修予定

### 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等

公営住宅等ストック総合改善事業

地域住宅政策推進事業

## 家具類転倒防止策の推進【防災危機管理課】

### 脆弱性の評価

防災授業及び防災講話などの機会をとらえて家具類転倒防止策について区民に対し啓発を行っている。また、あっせん事業も合わせて行っている。東京消防庁においても当該対策の普及は主要課題として取り組んでいることから、連携して区民への啓発活動を行うことが重要である。

### 強靱化に向けた取組

家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について、普及啓発を図るとともに、家具類転送防止器具の取付を支援していく。

### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

豊島区地域防災計画

|  |
|--|
| <b>池袋駅の連携強化【都市計画課】</b>                             |
| <b>脆弱性の評価</b>                                      |
| 池袋駅空間の防災性の向上に向け、関係事業者が協力して防災計画の検討及び防災対策を推進する必要がある。 |
| <b>強靱化に向けた取組</b>                                   |
| 池袋駅ターミナル防災協議会等に対する支援・指導                            |
| <b>【根拠となる計画等・現状値・目標値】</b>                          |
| 池袋駅コア・ゾーンガイドライン2020                                |
| <b>国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等</b>           |
| 地下通路の安全性向上に関する支援事業(都市安全確保促進事業など)                   |

|  |
|--|
| <b>池袋副都心における安全性の高い都市づくりの推進【都市計画課】</b>  |
| <b>脆弱性の評価</b>  |
| 池袋副都心では、過去に土地区画整理事業等により都市基盤が整備されたが、小規模街区を中心に構成され、その中に狭小な敷地が混在している。また、建築後40年以上を経過し老朽化した建築物の割合が多く、更新の時期を迎えている。 |
| <b>強靱化に向けた取組</b>   |
| 市街地再開発事業等の支援により敷地の共同化や街区再編を促進し、老朽化した建築物の建て替え、狭小敷地や細街路の解消、オープンスペースの整備等を一体的に行うことで、災害時における安全性の高い都市づくりを推進する。     |
| <b>【根拠となる計画等・現状値・目標値】</b>  |
| 豊島区都市づくりビジョン   |
| <b>国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等</b>   |
| 市街地整備事業<市街地再開発事業等>   |

|  |
|--|
| <b>木造住宅密集地域の改善【地域まちづくり課】</b>   |
| <b>脆弱性の評価</b>  |
| <p>豊島区は、木造住宅密集地域が約4割を占めている。</p> <p>住居地域では、老朽木造住宅が密集し、オープンスペースが少ないため、災害時の延焼拡大の危険性が高い。また、狭あい道路に接する狭小敷地や未接道宅地があり建替えが進みにくい状況にある。さらに幅員4m未満の道路も多く、日常の消防活動が困難な区域が存在しており、狭あい道路の拡幅整備も必要である。</p>   |
| <b>強靱化に向けた取組</b>   |
| <p>木造住宅密集地においては、不燃化建替えを促進することと併せて、防災生活道路の整備、細街路の拡幅整備、公園・ひろばの確保により、安全で快適な住宅地を形成する。</p> <p>また、まちづくり協議会を中心とした住民参加のまちづくりに取組み、住民と区による協働による防災まちづくりの機運を高めていく。</p>   |
| <b>【根拠となる計画等・現状値・目標値】</b>  |
| <p>豊島区基本計画<br/> 豊島区都市づくりビジョン<br/> 東京都防災都市づくり推進計画<br/> 池袋本町・上池袋地区まちづくり方針<br/> 補助81号線沿道巣鴨・駒込地区まちづくり方針<br/> 補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針</p> <p>不燃領域率<br/> 【現状値】65.1%(令和3年度末)→【目標値】70%(令和7年度末)</p>  |
| <b>国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等</b>   |
| <p>東池袋四・五丁目地区住宅市街地総合整備事業<br/> 上池袋地区住宅市街地総合整備事業<br/> 池袋本町地区住宅市街地総合整備事業<br/> 長崎地区住宅市街地総合整備事業<br/> 補助81号線沿道地区住宅市街地総合整備事業<br/> 都市防災総合推進事業<br/> 東池袋四・五丁目地区密集市街地総合防災事業<br/> 上池袋地区密集市街地総合防災事業<br/> 池袋本町地区密集市街地総合防災事業<br/> 長崎地区密集市街地総合防災事業<br/> 補助81号線沿道地区密集市街地総合防災事業<br/> 雑司が谷・南池袋地区密集市街地総合防災事業</p> |

**大規模なオープンスペースの確保【公園緑地課】**

**脆弱性の評価**

日々区内の公園面積拡大に問題意識をもって従事しているが、いま以上に区内で大規模な公園を造成する場所はない。

**強靱化に向けた取組**

学校などの跡地を有効利用する。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区みどりの基本計画

公園の整備面積

23.8ha(令和3年度)→整備面積25.4ha(令和14年度)

**国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等**

都市公園・緑地等事業

## 【リスクシナリオ(1)－②】不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

### 防災訓練の実施【地域区民ひろば課・障害福祉課・文化デザイン課・生活産業課】

#### 脆弱性の評価

##### 【地域区民ひろば課】

発災時には、区民ひろばの利用者の保護、職員及び施設の安全確認を適切に行う必要がある。区民ひろばでは年2回以上の防災訓練を行っているが、コロナ禍により、利用者や地域住民を巻き込んだ訓練が実施できなくなっている。区民ひろばにおける災害時対応に感染症対策を講じた内容を盛り込んでいく必要がある。

##### 【障害福祉課】

障害のある方は発災時に逃げ遅れるリスクがあることから、日頃から地域の防災訓練等に参加する必要がある。

##### 【文化デザイン課】

指定管理施設等については、定期的に防災訓練を実施している。今後も、施設の特性を踏まえた訓練を継続し、施設職員の意識を高め、有事の際に適切に動けるようにしていく必要がある。

##### 【生活産業課】

としま産業振興プラザの全館避難訓練(6月、11月の年2回、指定管理者及び館内各施設職員による避難訓練を実施)や指定管理者職員の池袋防災館体験を実施している。施設に帰宅困難者が滞留する規模(人数・時間)と、物資等の搬入時間、物量など災害対策本部の対応がどうなるのか、指定管理者に何を求めるのか、交通が止まった場合、電気・水が止まった場合等具体的に指定管理者に対して示す必要がある。

#### 強靱化に向けた取組

##### 【地域区民ひろば課】

「区民ひろば補助救援センター開設運営マニュアル」に感染症対策の内容を盛り込んでいく。また、より多くの利用者・地域住民にも積極的に訓練に参加してもらえるように、訓練の実施方法や内容、事前の周知方法を工夫していく。

##### 【障害福祉課】

防災危機管理課と協働し、障害のある方の地域における防災訓練への参加を促進する。

##### 【文化デザイン課】

- ① マニュアルの整備と職員への分かりやすい周知
- ② 防災訓練及び役割ごとの防災研修(座学)の実施

**【生活産業課】**

鉄道・百貨店・警察・消防等の関係機関からなる池袋駅周辺混乱防止対策協議会による帰宅困難者対策訓練との実践的な協力・連携について検討する。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

**【障害福祉課】**

豊島区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画  
地域における防災訓練への参加促進

**【生活産業課】**

豊島区基本計画

「震災時の避難、救援体制など、まち全体として災害への備えが出来ている」と思う区民の割合

**【現状値】**15.3%(令和3年)→**【目標値】**17.0%(令和7年)

## 防災意識の向上【防災危機管理課・学習・スポーツ課・図書館課】

### 脆弱性の評価

#### 【防災危機管理課】

災害時には、個人、地域防災組織、事業者による適切な行動と対応が必要であるため、平常時から多くの方々に防災訓練に参加してもらう必要がある。

区では各救援センターにおいて町会の方々を対象とした合同防災訓練を実施している。令和3年度は5か所の救援センターで実施しており、令和4年度は17か所の救援センターで実施を予定している。コロナ禍での訓練であり、参加人員を絞った状況で訓練を実施しているため、参加していない区民にいかにして防災意識の向上を図るのが課題である。

#### 【学習・スポーツ課】

災害時には、個人、地域防災組織、事業者による適切な行動と対応が必要であるため、平常時から多くの方々に防災訓練に参加してもらう必要がある。

区立体育施設においては、各指定管理者において行政機関として担う責務の自覚、支援を負荷したうえで防災活動や地域貢献の取組を強化する必要がある。また、地域文化創造館においては、消防計画に基づく避難訓練に利用者を参加させるなど、より多くの区民・施設利用者の防災意識が向上するような取り組みが必要である

#### 【図書館課】

図書館という性質上、書架により見通しが悪い空間となる。普段から目に付くところに避難経路を表示し、意識してもらうことが必要である

### 強靱化に向けた取組

#### 【防災危機管理課・学習・スポーツ課】

より多くの区民、事業者の防災意識を向上させるために、地震以外にも風水害や感染症対策を踏まえた複合災害に対応した訓練を実施するだけでなく、参加・体験型の防災フェス、防災イベント、防災講座を開催することで楽しく防災を学ぶことができるようにする。

#### 【図書館課】

図書館内における避難経路図は、4、5階で8か所に表示している。館内で配付している書架案内図に非常口を表示するなど、周知に努める。

### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

#### 豊島区基本計画

「家庭、住民一人ひとりの防災意識や災害発生時の行動力が高まっている」と思う区民の割合

【現状値】12.0%(令和3年)→【目標値】17.5%(令和7年)

**災害に強い施設づくり【公園緑地課】**

**脆弱性の評価**

ハードとして災害に強い公園づくり(火災に強い樹木の植栽等)に心がけ、協定花壇等により地域コミュニティを醸成する必要がある。

**強靱化に向けた取組**

- ①住宅密集地での公園づくりに工夫をする。
- ②地元中心の公園づくりに心がける。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区みどりの基本計画

**国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等**

住環境整備事業

## 【リスクシナリオ(1)-③】異常気象等による広域かつ長期的な市街地の浸水

### 水害対策の強化【防災危機管理課・地域区民ひろば課・住宅課】

#### 脆弱性の評価

##### 【防災危機管理課】

近年大規模・頻出化する台風への対応強化のため、令和元年、災害対策各部タイムラインを策定した。一方、気象状況によっては執るべき対応が変わること、詳細な運用細目については記載がないため、訓練を通じた内容の精査を行う必要がある。また、キキクルサービスの周知徹底を図るほか、個々人のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成を促進することが重要である。

洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(小中学校、社会福祉施設、介護施設、病院等)においては、避難確保計画を作成し、年1回の避難訓練を実施しなければならない。

##### 【地域区民ひろば課】

水防法施行規則第16条に基づき、区民ひろば高南第一・高南第二 洪水時の避難確保計画が策定されている。洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的としている。

##### 【住宅課】

入居者に対して平常時から防災意識の向上に取り組み、特に浸水予想区域内の住宅の入居者には、その周知を行う必要がある。

##### 【防災危機管理課・都市計画課】

地下を抱える主要な施設で、浸水被害を防ぐための対策を進める必要がある。

#### 強靱化に向けた取組

##### 【防災危機管理課】

洪水・内水ハザードマップにて、平常時から浸水予想区域図及び洪水浸水想定区域図の周知啓発活動を推進するとともに、災害時における高齢者等避難や避難指示等の発令や救援センター開設といった情報を、防災行政無線、区ホームページ、安全・安心メール等の既存手段の機能拡充だけでなく、情報伝達手段の更なる多様化を推進する。

要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に関する適切な助言と指導を行うとともに、定期的に周知啓発を行っていく。

##### 【地域区民ひろば課】

該当の区民ひろばにおいて、管轄の消防署と連携して、洪水時の避難訓練をしていく。

##### 【住宅課】

毎月発行する「すまいのひろば」にて防災意識の啓発を行い、特に高田つつじ苑入居者には平常時から浸水予想区域内であること、避難指示等の伝達方法などを周知する。

**【防災危機管理課・都市計画課】**

豊島区も参加する東京都地下街等浸水対策協議会(池袋地区部会)で策定した『池袋地区地下街等浸水対策計画』に則り、避難経路や避難誘導等を関係者で協議・調整・訓練などを行う。  
地下街の防災性強化を国等と協調して支援を行う。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区地域防災計画  
池袋地区地下街等浸水対策計画

**国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等**

地下街防災推進事業  
都市安全確保促進事業  
地下通路の安全性向上に関する支援事業

**浸水による大規模工場からの毒物劇物流出対策【生活衛生課】**

**脆弱性の評価**

毒物及び劇物取締法に基づき毒物劇物流出漏洩の際の事故状況把握・報告スキームが存在する。全国では豪雨災害時の浸水で大規模工場からシアン化合物の流失事例が年数件発生している。区内ではメッキ工場3施設が存在し、毒物劇物の盗難・紛失・流出防止を主眼として年1回立入を実施している。全国での流失事例のような大量の危険物取扱はなく、浸水リスクも低い地域である。都内同施設と比較し、水害への脆弱性は低い。現状での水害リスクに対する本課題は小さく、目標は達している。

**強靱化に向けた取組**

無機シアン化合物を使用する電気メッキ業者及び金属熱処理業者の事業場への立入検査及び事業場から流出する排水の採水・検査を実施し、シアンによる保健衛生上の危害の発生を未然に防止する。年1回・区内3施設に実施。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

電気メッキ業等業務上無機シアン化合物を取扱う事業を行なう者に対する指導取締について(昭和44年08月06日環公第9076号薬発第592号 各都道府県知事あて厚生省環境衛生・薬務局長連名通知)

**地域コミュニティの向上【公園緑地課】****脆弱性の評価**

公園での地域コミュニティを向上させるため、清掃のボランティアや協定花壇を実施する公園数を増やす。また、災害時の共助の意識を向上させる必要がある。

**強靱化に向けた取組**

- ・中小規模公園プロジェクトの充実
- ・地域コミュニティの拠点となる活用・運用の仕組みづくり

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区みどりの基本計画

**国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等**

住環境整備事業

**【リスクシナリオ(1)-④】**

大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

**土砂災害警戒区域に係る周知【防災危機管理課】**

**脆弱性の評価**

頻出化する線状降水帯の発生により、区内の急傾斜地等も急激な状況変化の恐れがある。付近住民はもとより、一時的な滞在者についても注意喚起が必要である。日頃からハザードマップにて土砂災害(特別)警戒区域について周知徹底を図るとともに、発災時には防災行政無線やSNS等あらゆる媒体を通じた広報手段活用に係る準備が必要である。

**強靱化に向けた取組**

土砂災害ハザードマップにて、平常時から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知啓発活動を推進するとともに、災害時における高齢者等避難や避難指示等の発令や救援センター開設といった情報を、既存の防災行政無線、区ホームページ、安全・安心メール等の既存手段の機能拡充だけでなく、情報伝達手段の更なる多様化を推進する。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区基本計画

「令和4年 協働のまちづくりに関する区民意識調査」

「家庭、住民一人ひとりの防災意識や災害発生時の行動力が高まっている」と思う区民の割合

【現状値】12.0%(令和3年)→【目標値】17.5%(令和7年)

**早期土砂災害対策【公園緑地課】**

**脆弱性の評価**

区内の公園は、2か所が土砂災害特別警戒区域に指定されており、1か所は対策済であるが、もう1か所を早期に対策する必要がある。

**強靱化に向けた取組**

安全・安心な公園づくりを行い、対策が必要な個所は、早期に対策を完了させる。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区みどりの基本計画

**国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等**

住環境整備事業

## 土砂災害警戒区域内における擁壁等の安全性の向上【建築課】

### 脆弱性の評価

震災時等、土砂災害警戒区域においては、がけ・擁壁の崩落により建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがある。そこで、土砂災害に対する宅地及び建築物の安全性の向上を図り、住民等の生命及び財産に対する被害を未然に防ぐ必要がある。一方で、所有者が擁壁等の現状を把握するためには、専門的な知識が必要となる。さらに、擁壁等の安全性を向上するために行う工事については高額となる傾向があり、所有者の負担が重くのしかかる。

### 強靱化に向けた取組

土砂災害警戒区域内においては、擁壁等の安全性に関する相談などができる専門家の派遣と擁壁等の安全対策工事に要する経費の一部助成を行っている。多くの方が事業を利用できるように助成制度の周知・利用促進を図り、災害に強いまちづくりを目指す。

### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

豊島区地域防災計画

豊島区耐震改修促進計画

### 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等

住環境整備事業

## 【リスクシナリオ(1)-⑤】

### 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

#### 情報伝達手段の多様化【防災危機管理課】

##### 脆弱性の評価

区ホームページ、SNS、安全・安心メール等といった情報伝達手段に限られていたり、発災時の周辺環境により、防災行政無線が聞き取りにくいといった課題がある。各個人の状況によって、情報を得ることができる方法が異なることから、情報伝達手段の更なる多様化を検討し、確実な情報伝達を実現する必要がある。

##### 強靱化に向けた取組

災害時要配慮者や外国人等に対しても、確実な情報伝達ができるような手段を構築する。発災時の周辺環境に影響されにくい防災行政無線への更新を図るとともに、その他の既存手段の機能拡充を推進することで、確実な情報伝達を実現する。

#### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

##### 豊島区基本計画

「震災時の避難、救援体制など、まち全体として災害への備えが出来ている」と思う区民の割合【現状値】15.3%(令和3年)→【目標値】17.0%(令和7年)

#### 情報伝達手段の改善【広報課】

##### 脆弱性の評価

区ホームページの更新やSNSの発信は市内LAN経由で行っているが、としまケーブルネットワークの回線しか準備されていないため、としまケーブルネットワークの回線に障害が発生すると、区からの情報発信が行えなくなる(\*令和5年4月よりクラウドに変更するため改善する見込み)ケーブルテレビについては、ケーブルテレビ側の災害時における体制等に課題があり、具体的な対応策の協議に至っていない。

##### 強靱化に向けた取組

区ホームページやSNS、スマホニュースアプリ等を活用し、適時適切に情報発信できるようにする。ケーブルテレビについては、ケーブルテレビと引き続き検討を続け、適切に災害情報を発信できるようにする。

情報連絡体制の整備【広報課・防災危機管理課・地域区民ひろば課・生活産業課・文化デザイン課・学習・スポーツ課・図書館課・公園緑地課・道路整備課・庶務課・放課後対策課】

脆弱性の評価

【広報課】

発災時に区内にいる住民、通学・通勤者、来街者、障害者、日本語の理解が難しい方々等に対して、必要な情報を的確かつ迅速に、適切な手段・言語・方法で発信・伝達できる体制を構築する必要がある。

【防災危機管理課】

発災時には膨大な情報の集約が必要であり、収集・整理には多大な時間と労力を要する。現行、電話や無線、テレビ等を通じて得た情報を整理し、災害対策本部で分析・指示を行うこととなっているが、情報量や時系列について混乱や錯綜が懸念される。迅速・正確な情報の集約・指示・伝達は、区民の生命・財産を守るための最重要事項であり、そのための体制整備が必要である。

【地域区民ひろば課】

発災時に各区民ひろばと本課とがスムーズに連携できるようにするため、情報通信手段として、各区民ひろばに配備されているIP無線機のほか、公用携帯、区ホームページ、SNS等を活用していく必要がある。迅速な情報連絡を実現するためには、各種機器の操作方法を全職員が把握している必要がある。

【生活産業課】

発災時の情報整理と情報共有のため区を含めた緊急連絡体制を構築。連絡網をとしま産業振興プラザ事務所に常時掲示している。発災時には、指定管理者は「防災本部」を設置し、通報連絡班が館内の被害状況、館外の情報を収集し、防災本部に伝達する。指定管理者は内外の状況を踏まえ、区の災害対策本部及び生活産業課と連絡を取りながら対応にあたることとしている。区の災害対策本部及び生活産業課から指定管理者への指示、情報提供がどの媒体を使ってどれくらいの頻度でおこなわれるのか、指定管理者に対して具体的に示す必要がある。

【文化デザイン課】

実際に災害が起きた際のマニュアルの理解不足が課題としてあげられる。職員一人一人の役割が明確になるような具合的な研修が必要である。

【学習・スポーツ課】

体育施設及び地域文化創造館においては、機器の故障も想定し、非常用放送のみに頼らない情報伝達体制を検討する必要がある。また、情報通信機能の低下により、指定管理者と主管課の情報伝達ができなくなる恐れがある。平常時から施設内の職員等との連携、対処が求められた際の心構えや被害を想定した訓練・研修といった備えが必要である。

#### 【図書館課】

災害時の館内放送設備を、誰もがすぐに使用できるようにする必要がある。  
また、館内は書架により見通しが悪く、利用者の確認が容易ではない。書架レイアウトをきちんと把握し誘導しないと、死角にいた利用者が取り残される可能性がある。

#### 【公園緑地課】

発災時は、デマも含めた様々な情報が飛び交う危険性があるため、特に指定管理者が管理する公園等では、マニュアルを徹底し、一時待機者への情報伝達方法を決めておく必要がある。

#### 【道路整備課】

水害対策では、河川監視システムにより、神田川の水位や区内2か所の雨量を計測している。しかし、有線による情報収集であるため、発災時に機能が低下して区民への避難指示等に影響がでる恐れがある。

#### 【庶務課】

学校・幼稚園と教育委員会間の発災時における情報伝達手段と連絡体制整備が充分に行われていない状況である。  
校務支援システムや、公用携帯などが使用できなくなった場合の連絡体制について、まずは、IP無線など、既存のツールを使用した情報伝達訓練を行う必要がある。

#### 【放課後対策課】

発災時に各子どもスキップと本課、また、スキップ内でスムーズに連携できるようにするため、情報通信手段として、公用携帯が配備されているが、通信できないことも想定し、無線機の導入を検討している。その他SNS、安全・安心メール等、日頃から情報伝達の訓練が必要である。

### 強靱化に向けた取組

#### 【広報課】

区ホームページやSNS、スマホニュースアプリ等を活用し、適時適切に情報発信できるようにする。

#### 【防災危機管理課】

災害時は総合防災システム等を活用した速やかな応急活動を行う必要がある。システムを適切に運用できるように職員の育成を図るとともに、システムの機能拡充や更新を行い、他の行政機関や協力関係機関等との情報連絡体制をより強固なものとする。

#### 【地域区民ひろば課】

全職員が各種機器を操作できるように、本課及び各区民ひろばで操作訓練を実施していく。

#### 【生活産業課】

本庁舎の総合防災システムを活用した災害情報発信、情報の収集・処理発信が出先施設の指定管理者に提供されることで避難者への漏れのない支援を実現できる。指定管理者と災害対策本部が連携した実践的な情報伝達訓練を検討する。

#### 【文化デザイン課】

マニュアルの整備と職員への分かりやすい周知を行う。  
防災訓練及び役割ごとの防災研修(座学)を実施する。

#### 【学習・スポーツ課】

災害時は総合防災システム、IP無線等既存の機器を活用して速やかな応急活動につなげる必要がある。システム等を適切に運用できるように学習・スポーツ課と指定管理者で訓練を実施する。

#### 【図書館課】

館内整理日などに、放送設備の点検もかねて操作し、災害時に誰もが使えるようにする。書架案内図を職員間で共有する。特に現場に出ない職員については、それに基づき非常口等を確認する。

#### 【公園緑地課】

一時避難者へ正確な情報を伝えるため、情報獲得手段等を日頃から訓練しておく。

#### 【道路整備課】

令和5年度に、機能拡充となる河川監視システムの改修を予定。  
令和5年の出水期までに、複数の職員が操作できるよう河川監視システムの操作マニュアルを作成する。また、東京都や周辺区が備える災害対策用の情報を迅速に収集できるよう河川監視システムの見直しを図る。

#### 【庶務課】

災害時は総合防災システム、IP無線等既存の機器を活用して速やかな応急活動につなげる必要がある。システム等を適切に運用できるように教育委員会事務局職員、学校の教職員間での訓練等の実施を推進する。

#### 【放課後対策課】

区ホームページ、SNS、スマホニュースアプリ、災害時伝言ダイヤル等を活用し、適時適切に情報収集・伝達ができるように日頃から訓練する。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区地域防災計画

**【防災危機管理課・生活産業課】**

豊島区基本計画

「震災時の避難、救援体制など、まち全体として災害への備えが出来ている」と思う区民の割合

**【現状値】**15.3%(令和3年)→**【目標値】**17.0%(令和7年)

**国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等**

**【道路整備課】**

特定都市河川浸水被害対策推進事業

## 要配慮者対策の推進【福祉総務課・高齢者福祉課・介護保険課・障害福祉課・住宅課】

### 脆弱性の評価

#### 【福祉総務課】

高齢者、障害者などの要配慮者について、避難行動要支援者名簿の作成・活用や、個別避難計画の作成等、平時からの対策の推進が求められる。

#### 【高齢者福祉課】

高齢者にSNS等の活用は行き渡っていないことから、口伝やテレビ、防災行政無線といった限られた手段でしか情報が伝わらない危険性がある。情報伝達弱者となりうる高齢者に正確に情報を伝える手段を検討する必要がある。

#### 【介護保険課】

災害時要援護者に対する安否確認及び避難時におけるサービス提供体制に課題がある。現在、災害時要援護者の個別避難計画の策定、安否確認の手段及び情報の集約方法の体制整備、避難時のサービス提供体制強化に向け、関係部署と検討を進めている。体制が整備され次第、発災時の訓練等の実施の検討を行う。

#### 【障害福祉課】

障害の状況によって、情報を得ることができる方法が異なる(例:聴覚障害の方は音声による情報を得ることができない)ことから、情報伝達手段の更なる多様化を検討し、確実な情報伝達を実現する必要がある。また、発災時の障害のある方の安否確認を行う体制を整備していく必要がある。

#### 【住宅課】

マンション代表者等は、防災用品の備蓄、定期的な防災訓練の実施、災害時において特に援護を要する者(以下「災害時要援護者」という。)の情報の把握等、日頃より災害時の対応準備に努める必要がある。そのためにもマンション代表者等は、当該マンションの実情に応じた防災に関する手引きを作成し、居住者等への周知徹底を図る一方で、災害時要援護者は、マンション代表者等が行う災害時要援護者情報の把握に協力するように努める必要がある。

### 強靱化に向けた取組

#### 【福祉総務課】

高齢者、障害者などの要配慮者について、避難行動要支援者名簿の作成・活用や、個別避難計画の作成や、研修等の支援及び住民参加による防災訓練など、平時からの対策を推進する。

#### 【高齢者福祉課】

##### ① 個別支援計画策定の推進

要援護高齢者(要介護3以上の高齢者)が確実に避難につながるよう、個別支援計画策定を推進していく。

② 安否確認方法の確立

要援護高齢者の安否を迅速に把握できる体制を築くとともに、ケガ人などの搬送体制や避難体制を確立していく。

【介護保険課】

① 情報伝達手段の多様化

個別避難計画の策定の際、災害時要配慮者や外国人等に対しても、確実にいえる情報伝達手段を参考に災害時の情報収集の方策等を示し、安全かつ確実な避難行動に繋がるような計画の策定を行う。

② 情報連絡体制の整備

災害時要援護者に対する安否確認及び避難時におけるサービス提供に関する協定について、区内の事業所と協定の締結を進めると同時に、協定締結事業所と意見交換や情報伝達訓練を行い情報連絡体制の強化を図る。

【障害福祉課】

災害時、障害のある方の安否確認を行う体制について、「保健福祉部要援護者対策会議」で検討を行っていく。

【住宅課】

豊島区は、管理組合に対し「豊島区マンション管理推進条例」で届出を義務化している管理状況届出書により、「避難行動要支援者名簿の有無」、「防災訓練の定期的な実施の有無」など防災に関する取組状況を把握すると共に、これらの取組が不足しているマンションについて意識啓発を図る。

【根拠となる計画等・現状値・目標値】

【福祉総務課】

豊島区地域保健福祉計画

【介護保険課】

第8期介護保険事業計画において「感染症や災害に対する備え」として記載。

事業者の業務継続計画の策定及び研修や訓練の実施、国や都との連携や区と事業者の連携等について記載あり。数値目標については記載なし。

【住宅課】

豊島区マンション管理適正化推進計画

## 【推進目標2】

大規模自然災害発生直後から救助・救援、医療活動等が迅速に行われる。  
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 【リスクシナリオ(2)-①】

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 家庭内備蓄の推進・飲料水の確保・物資の輸送体制整備【防災危機管理課】

##### 脆弱性の評価

###### ① 家庭内備蓄の推進

災害時は、区民・事業所などによる自主的かつ積極的な災害防止活動が不可欠であるため、区民・事業所などは、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助」を防災の基本とし、災害に備える必要がある。しかし、「都が令和3(2021)年に実施したアンケート調査結果」によると、約25%の都民が3日分の食料を家庭内備蓄していないとの結果も出ており、家庭内備蓄の推進を図る必要がある。

###### ② 飲料水の確保

首都直下地震の被害想定では、区内の約21%が断水すると想定されているため、給水が復旧されるまでの間、飲料水の備蓄、給水施設、応急給水栓、飲料水の優先供給に関する協定等により必要な飲料水を確保する必要がある。

###### ③ 物資の輸送体制整備

発災後、国からプッシュ型で輸送される救援物資及びその他の救援物資の受取に忙殺され、物流拠点に物資が滞留し、必要な場所に供給できない状態が想定される。区は物流体制の確立に向けて、独自の輸送力などを確保するとともに、物資を供給できる体制を整備する必要がある。

##### 強靱化に向けた取組

###### ① 家庭内備蓄の推進

災害時の避難生活に備えるために、食糧・飲料水等の備蓄の普及啓発や防災用品のあっせん事業等により、家庭内備蓄の推進を図る。

###### ② 飲料水の確保

東京都が整備する給水施設を活用して、区は区民に対して給水活動を実施することとなっている。円滑な給水活動を実施できるよう、給水活動訓練を通じて、職員の育成を図る。また、飲料水の優先供給に関する協定の定期的な見直しを通じて、関係性を維持し、災害時に円滑に支援を受けられるようにする。

③ 物資の輸送体制整備

物資集積場所から各救援センターへの物資配送について、民間事業者との協定に基づく車両確保や体制整備を進める。また、平常時から訓練や協定の定期的な見直しを行うことで、区と民間事業者との連携をさらに深めていき、災害時の物資輸送をより円滑に実施できるようにする。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

① 家庭内備蓄の推進

豊島区基本計画

「家庭、住民一人ひとりの防災意識や災害発生時の行動力が高まっている」と思う区民の割合

【現状値】12.0%(令和3年)→【目標値】17.5%(令和7年)

② 飲料水の確保

③ 物資の輸送体制整備

豊島区基本計画

防災協定締結自治体・民間団体等との協定見直し件数

【現状値】5件(令和3年)→【目標値】10件(令和7年)

**生活保護世帯への防災情報の提供【生活福祉課・西部生活福祉課】**

**脆弱性の評価**

生活保護世帯は、住居の被災の可能性や情報弱者の割合が高い一方、生活保護基準からも備蓄の推進は困難である。そのため、平常時や災害時に救援センター避難への一層の周知が必要である。

**強靱化に向けた取組**

防災広報(防災地図発行等)の際には、生活保護受給世帯に住居地の救援センター等の案内を図る。

## 【リスクシナリオ(2)-②】

自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

### 自助・共助意識の向上・消防団・地域防災組織の活動【防災危機管理課】

#### 脆弱性の評価

##### ① 自助・共助意識の向上

区内各小中学校での防災授業や区民ひろば等での防災講話、防災フェス等各种イベントを通じて、区民に対し自助・共助の意識付けを実施している。コロナ禍においては、これらの事業の実施回数が少ないため、回数を増やし、多くの区民に対して普及啓発する必要がある。

##### ② 消防団・地域防災組織の活動

消防団については、東京消防庁と連携し、ポンプ操法大会や団点検等の各種行事を通じて、災害時の活動が円滑に実施できるように自主的な訓練を継続して行っている。

自主防災組織については、消防署と連携して組織単位の自主訓練を行うよう町会担当の会計年度任用職員(東京消防庁OB)を充て、促進している。コロナ禍において実施ができなかった状況だったことから、今後は当該感染症の状況に注視しながら積極的な推進をはかる必要がある。

#### 強靱化に向けた取組

##### ① 自助・共助意識の向上

防災授業、防災講話、防災フェス等各种イベントに加えて、発災時に地域防災のリーダーとなりうる「防災士」を取得するための助成を実施するとともに、区民に対して「防災士」についての普及啓発を行うことで、地域防災を担う人材育成と地域防災力の向上を図る。

##### ② 消防団・地域防災組織の活動

地震時の建物火災は、火気器具や電気機器・配線等を要因として出火しており、出火防止だけでなく、延焼防止のための初期消火活動が非常に重要となる。出火防止策で感震ブレーカーの普及を推進し、延焼防止策で街頭消火器や街かど消火栓等の配備を推進し、消防団及び地域防災組織が活動しやすい環境を整備する。

#### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

##### ① 自助・共助意識の向上

豊島区基本計画

「家庭、住民一人ひとりの防災意識や災害発生時の行動力が高まっている」と思う区民の割合

【現状値】12.0%(令和3年)→【目標値】17.5%(令和7年)

**【リスクシナリオ(2)-③】想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足、一斉帰宅による救命救助活動の妨げ、交通渋滞等の混乱**

**一時滞在施設の拡充・帰宅困難者対策の区民及び事業者への周知【防災危機管理課】**

**脆弱性の評価**

① 一時滞在施設の拡充

一日あたりの乗降客数が250万人を超える池袋駅をはじめとして、複数の路線が乗り入れる鉄道駅があり、災害時に多くの滞留者の発生が想定される。特に池袋駅周辺では、行き場のない帰宅困難者が約26,000人発生すると想定されているが、一時滞在施設として確保できているのはその半分にも満たない状況である。一時滞在施設の拡充を行い、帰宅困難者の安全確保と備蓄の増強を図る必要がある。

② 帰宅困難者対策の区民及び事業者への周知

首都直下地震が発生した際に、多くの人が一斉に帰宅してしまうと、余震、建物倒壊、火事等により徒歩帰宅者が危険に晒されるだけでなく、救助、救護、消火活動に支障をきたしてしまう恐れがある。東京都帰宅困難者対策条例に規定されている内容(事業者の場合は、一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水・食料等の備蓄等)を区民・事業者等へ周知徹底する必要がある。

**強靱化に向けた取組**

① 一時滞在施設の拡充

東京都帰宅困難者対策条例では、一時滞在施設の確保に向けて、国、都、区及び民間事業者との連携協力が求められている。区は既存の民間事業者に対して、一時滞在施設の提供に関する協定締結の協力を促進するとともに、今後予定されている市街地再開発では、一時滞在施設拡充の好機となるため、再開発事業者との協議を進める。また、国や都に対して、民間一時滞在施設への協力推進のための法整備や支援策整備を求めていく。

② 帰宅困難者対策の区民及び事業者への周知

都、区、警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等で構成する「池袋駅周辺混乱防止対策協議会」を中心に、帰宅困難者対策の検討及び訓練の実施に取り組むとともに、初動期の対応方針(池袋ルール)を事業者や区民に向けて普及啓発する。また、一時滞在施設に関するセミナーを通じて、各施設管理者の一時滞在施設運営能力の向上を図る。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区地域防災計画

池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画

**国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等**

都市安全確保促進事業費補助金

**【リスクシナリオ(2)-④】**

**医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による機能麻痺**

**災害発生時における医療従事者の確保【地域保健課】**

**脆弱性の評価**

夜間など災害が発生した時間帯や公共交通機関の状態によっては、医療従事者の緊急医療救護所等への参集が難しい可能性がある。

**強靱化に向けた取組**

豊島区では、医療救護活動従事者登録要綱を設け、随時登録を受け付けており、引き続き周知を行っていく。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区基本計画2022-2025の参考指標

医療救護活動従事者登録数

【現状値】163名(令和3年度末)→【目標値】175名(令和7年度末)

## 【リスクシナリオ(2)-⑤】

被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境、避難生活の長期化

### 災害関連疾病や感染症への対策【健康推進課・長崎健康相談所】

#### 脆弱性の評価

##### ① 災害関連疾患や感染症等を予防するため必要な広報活動

災害時の感染症等の発生を最小限に抑えるためには、平常時に区民が家庭で備える衛生用品等の備蓄をしたり、感染予防意識の向上が重要となる。コロナ禍でもある現状に合わせた情報発信を丁寧に行い、住民一人ひとりの感染予防意識の向上を図る広報活動が必要である。

##### ② 救援センター等巡回健康相談に必要な体制整備

災害時の救援センター等巡回健康相談に関する体制は未整備のままである。巡回健康相談行動マニュアルの作成や個人用防護具(PPE)を含む必要な資機材の定期的補充、避難者の健康状態や救援センターの衛生状況等に関するチェックシート及び二次健康被害・感染症予防のための啓発資料を整える必要がある。

#### 強靱化に向けた取組

##### ① 災害関連疾患や感染症等を予防するため必要な広報活動

妊婦面接や乳幼児健診等の既存事業の場を活用し、各家庭での衛生用品等の備蓄の必要性への理解や感染予防意識の向上を図る啓発活動を行う。

有事の際に各家庭で当面必要と想定されるモデル備蓄品のリストや感染予防に有効な情報を作成し、既存事業で配布したり、説明・案内して区民の意識向上を図る。

##### ② 救援センターにおける衛生管理、巡回健康相談に必要な体制整備

高齢者の誤嚥性肺炎やむし歯、歯周病予防のために避難所生活者のための口腔衛生用品を備蓄する。避難者の健康状態や救援センターの衛生状況管理対策を促進する。

#### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

##### 豊島区健康プラン

##### 歯ブラシ備蓄

【現状値】22,800本(令和4年3月末)→【目標値】34,200本(令和5年3月末)

##### 口腔ウエットティッシュ備蓄

【現状値】1,520袋(令和4年3月末)→【目標値】4,560袋(令和6年3月末)

## 多様な避難者の視点を取り入れた救援センター運営と衛生管理

### 【防災危機管理課・学習・スポーツ課】

#### 脆弱性の評価

##### 【防災危機管理課】

###### ① 多様な避難者の視点を取り入れた救援センター運営

救援センターには、要配慮者やペット同行避難者といった様々な人が避難してくるため、あらゆる立場に配慮した救援センター運営が必要となる。

###### ② 救援センターにおける衛生管理

災害時は平常時とは異なる生活環境の中で過ごすこととなるため、衛生状況の悪化が懸念される。救援センターにおけるトイレ、ゴミ保管場所の適正管理、飲料水の安全確保等を行っていく必要がある。

##### 【学習・スポーツ課】

救援センターに指定されている「豊島体育館」及び「南長崎スポーツセンター」においては、指定管理者が救援センターの開設・運営を支援することを求められている。

#### 強靱化に向けた取組

##### 【防災危機管理課】

###### ① 多様な避難者の視点を取り入れた救援センター運営

要配慮者、ペット同行避難者の視点も踏まえた安全・安心な救援センター運営体制を確立する。それに先立ち、ペット同行避難マニュアルの作成・普及啓発や障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した救援センターの整備を推進する。

###### ② 救援センターにおける衛生管理

避難所運営組織に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を推進する。

##### 【学習・スポーツ課】

主に自主防災組織と救援センター配備職員が参加している救援センター訓練に指定管理者も参加する。救援センター開設・運営に関する知識を習得することで、発災時に円滑に支援できるようにする。

#### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

豊島区地域防災計画

### 【推進目標3】

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

#### 【リスクシナリオ(3)-①】被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

##### 平常時からの防犯対策【防災危機管理課】

##### 脆弱性の評価

発災時、救援センター等へ避難した者の不在になった住居における防犯対策が課題となる。災害時の心得として「自助、共助、公助」が基本となることを浸透させ、まずは自分たちの住む地域は自分たちで守るという考えをいかに意識付けできるかが課題となる。

##### 強靱化に向けた取組

区民が安心して暮らすことができるようにする地域社会を実現し、災害時の治安を維持するために、区民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防犯意識の向上を図るとともに、平時から環境浄化パトロールや小学校の見守り活動等の自主防犯活動を促進して、犯罪が起これにくいまちづくりに取り組む。

##### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

豊島区基本計画

環境浄化パトロール実施回数

【現状値】39件(令和3年)→【目標値】120件(令和7年)

## 【リスクシナリオ(3)-②】地方行政機関の職員・施設等被災による機能の大幅な低下

### 業務継続態勢の確保

【財産運用課・防災危機管理課・学習・スポーツ課・公園緑地課・会計課・保育課・議会総務課】

### 脆弱性の評価

#### 【財産運用課】

本庁舎の災害時対応設備(非常用発電設備、防水版等)については、区単独のものではなく、全体管理組合の所管となっているため、災害時対応設備(非常用発電設備、防水版等)の定期的な、点検整備、性能確認を定期的、継続的に全体管理組合が実施している。

軽微な修繕等のもとより、大規模な修繕、老朽化に対応した設備更新については、全体管理組合の事項となるため、区単独で行うことが出来ない。

#### 【防災危機管理課・学習・スポーツ課・公園緑地課】

豊島区では業務継続計画を策定済であるが、短期間で変化する社会情勢に対応するために継続的な見直しが必要となる。また、災害時に業務継続計画に基づいて、適切な対応ができるようにするために、平常時から訓練を行う必要がある。

#### 【ごみ減量推進課・豊島清掃事務所】

震災を想定し、東京二十三区清掃協議会主導により、収集車両(雇上配車)の配車訓練を毎年度実施している。

#### 【保育課】

災害時に業務継続計画に基づいて、適切な対応ができるようにするために、災害時の対応マニュアルや福祉救援センターの運営マニュアルを整備したうえで、平常時から訓練を行う必要がある。

#### 【会計課】

災害時に財務会計システムや指定金融機関のシステムが停止した場合などに状況に応じ円滑な収支事務が行えるよう、災害時のマニュアルを整備し、継続訓練を実施するなど体制を強化していく必要がある。

#### 【議会総務課】

議会の業務継続計画を策定済であるが、短期間で変化する社会情勢に対応するために継続的な見直しが必要となる。また、災害時に業務継続計画に基づいて議会議員及び事務局職員がともに適切な対応ができるようにするために、平常時から定期的に訓練を行う必要がある。

## 強靱化に向けた取組

### 【防災危機管理課・財産運用課・学習・スポーツ課・公園緑地課】

東京都防災会議が公表する首都直下地震の被害想定を前提条件として、豊島区の業務継続計画は策定されている。業務継続計画の検証のために訓練を実施することで、職員に業務継続計画の意義や目的を理解させる。訓練の結果だけでなく、変化が激しい社会情勢や区民からのニーズに対応するために、計画の継続的な見直しを行う。

### 【ごみ減量推進課・豊島清掃事務所】

東京二十三区清掃協議会主導による収集車両(雇上配車)の配車訓練について、担当者のみではなく課全体で携わるように取り組んでいく。

### 【保育課】

業務継続計画の内容点検を継続的に行い、必要に応じて見直しを行う。また、災害時に業務継続計画に基づいて、適切な対応ができるようにするために、災害時の対応マニュアルや福祉救援センターの運営マニュアルを整備する。

### 【会計課】

東京都が公表する首都直下地震の被害想定を前提条件とした豊島区の業務継続計画にある継続業務の検証のため、訓練を実施することで体制を強化する。また、金融機関等が進めている防災対策と連携できるよう、業務内容やマニュアルの継続的な見直しを行う。

### 【議会総務課】

議会の業務継続計画は策定されている。業務継続計画の検証のために訓練を実施することで、議員及び職員に業務継続計画の意義や目的を理解させる。訓練の結果や状況の変化等も含め、計画の継続的な見直しを行う。

## 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

豊島区業務継続計画

### 【議会総務課】

豊島区議会BCP(業務継続計画)

## 職員応急態勢の確保【人事課・防災危機管理課・保育課・学習・スポーツ課・議会総務課】

### 脆弱性の評価

#### 【防災危機管理課・学習・スポーツ課】

災害時には、人員、物資、ライフライン等に制約がある中であっても、被害を最小限に抑えるために、応急活動を行えるような態勢を確立する必要がある。とりわけ、夜間や休日の発災においては、どれだけ早く職員が参集して応急活動にあたることができるかが課題となる。

#### 【人事課】

##### ① 災害発生時における人員確保の困難

職員の区内在住率は約16%(令和3年度)であり、多くが公共交通機関を利用している。万が一勤務時間外に発災した場合、職員が迅速に参集できない可能性がある。したがってライフラインをはじめとする即時対応を要する業務に支障が及び懸念がある。また、近年は業務を外部委託しているケースが増えているため緊急時に動ける職員の割合は以前と比べると少なくなっていることは課題としてあげられる。

##### ② 職員における防災意識の課題

即時対応が要される緊急事態下において、場合によっては職員自身で考え行動することが求められる。しかし、職員自身の防災経験の少なさや災害を自分ごとと捉えられていない防災意識の低さが現状全くないとは言い切れない。緊急時にも適切な知識を持ち冷静に行動できる職員がさらに求められる。

#### 【保育課】

災害時には、人員、物資、ライフライン等に制約がある中であっても、園児の安全を確保するために保育を継続できる態勢を確立する必要がある。施設の耐震化はすでに全園で確保できているが、保護者へ園児を引き渡すまでに必要な人員を確実に確保できるような仕組みづくりが必要である。夜間や休日などの閉園時の発災においては、その後の応急保育の実施方法や、福祉救援センター開設に向けた態勢づくりが課題である。

#### 【会計課】

災害状況に応じ円滑な収支事務を行うために、専門知識を有する職員の配置が望ましい。緊急配備態勢に会計課職員を出納部の指定職員としているが、他の従事職員についても現会計課職員及び会計事務経験職員を呼集できるよう対策が必要である。

#### 【議会総務課】

災害時には、制約のある状況や限られた機材等を活用して円滑な議会運営を継続できる体制を確立する必要がある。とりわけ、夜間や休日の発災においては、どれだけ早く職員が参集して議会運営の準備対応にあたることができるかが課題となる。

## 強靱化に向けた取組

### 【防災危機管理課・学習・スポーツ課・議会総務課】

災害時における初動態勢を確立し、円滑な応急活動が実施できるようにするために、職員を対象とした訓練を実施する。この訓練では夜間や休日の発災を想定したものを取り入れることで、職員の早期参集態勢も確立させる。

### 【人事課】

#### ①業務継続態勢の確保

震度6弱を超える災害が発生した場合、多くの職員が公共交通機関を利用しているため職員全員が参集できない可能性がある。

対策として、事前に収集している緊急連絡先を使い職員の出勤可否を確認する。

また、必要に応じて防災都市協定を結んでいる自治体へ人的な応援要請を行う。

#### ②職員の防災に関する知識及び技術の習得

職員新任研修やe-ラーニングにおいて防災に関する研修を実施し、区民の安全を確保することが職務の根本であることを自覚させる。

職員のe-ラーニングの実施率をあげる。

### 【保育課】

保育園運営中の発災に備えて保護者へ園児を引き渡すまでに必要な人員を確実に確保できる方策を検討したうえで、その仕組みづくりを行う。また、夜間や休日などの閉園時の発災においては、その後の応急保育の実施方法や、福祉救援センター開設に向けた態勢づくりを行う。

### 【会計課】

専門知識を有する職員における初動態勢を確立し、円滑な収支業務を行えるよう、職員を対象とした訓練を実施する。また、専門知識を有する職員の育成を行うことで、配備態勢を強化させる。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

**【人事課】**

- ①豊島区地域防災計画
- ②豊島区人材育成基本方針

**【防災危機管理課・学習・スポーツ課・会計課】**

豊島区地域防災計画  
豊島区業務継続計画

**【保育課】**

豊島区地域防災計画  
「保育園は災害時における応急保育に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする」と記述。  
豊島区業務継続計画  
豊島区公立保育園危機管理マニュアル(平成29年3月)

**【議会総務課】**

豊島区議会BCP(業務継続計画)

## 【推進目標4】

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

### 【リスクシナリオ(4)-①】電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

確実な情報伝達【防災危機管理課・地域区民ひろば課・住宅課・放課後対策課・ごみ減量推進課】

#### 脆弱性の評価

##### 【防災危機管理課】

災害時には、テレビやラジオ放送が中断する可能性もあり、区民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止に非常に有効である。区ホームページ、SNS、安全・安心メール等といった情報伝達手段に限られていたり、発災時の周辺環境により、防災行政無線が聞き取りにくいといった課題がある。各個人の状況によって、情報を得ることができる方法が異なることから、情報伝達手段の更なる多様化を検討し、確実な情報伝達を実現する必要がある。

##### 【地域区民ひろば課】

区民ひろばは、発災直後には利用者保護対応をする必要があり、その後も補助救援センターとして継続的な使用が見込まれている施設である。そのため、災害により電力供給停止になっても、必要不可欠な業務を行うための情報通信機能を確保することが必要となる。

発災時に各区民ひろばと本課とがスムーズに連携できるようにするため、情報通信手段として、各区民ひろばに配備されているIP無線機のほか、公用携帯、区ホームページ、SNS等を活用していく必要がある。迅速な情報連絡を実現するためには、各種機器の操作方法を全職員が把握している必要がある。

##### 【住宅課】

災害時に、管理する住宅の入居者への情報伝達は、区が区民に対して行う全体的な手段の他、管理人、生活協力員、オーナー等を通じて住宅課も行う必要がある。また、住宅の設備関係については、管理委託業者との連絡が必要不可欠であり、災害時でも確実な情報通信機能を確保する必要がある。

##### 【放課後対策課】

子どもスキップは、保護者へ引き渡すまでは児童を保護する必要がある。そのため、災害により電力供給停止になっても、必要不可欠な業務を行うための情報通信機能を確保することが必要となる。

発災時に各子どもスキップと本課、また、スキップ内でスムーズに連携できるようにするため、情報通信手段として、公用携帯が配備されているが、通信できないことも想定し、無線機の導入を検討している。

**【ごみ減量推進課】**

23区並びに東京二十三区清掃協議会との間における清掃事業のための相互通信を目的として、MCA無線機を設置している。また、毎月第3水曜日に23区全体で通信訓練を実施している。

**強靱化に向けた取組**

**【防災危機管理課】**

要配慮者や外国人等に対しても、確実な情報伝達ができるような手段を構築する。発災時の周辺環境に影響されにくい防災行政無線への更新を図るとともに、その他の既存手段の機能拡充を推進することで、確実な情報伝達を実現する。

**【地域区民ひろば課】**

全職員が各種機器を操作できるように、本課及び各区民ひろばで操作訓練を実施していく。

**【住宅課】**

区営住宅の管理人、つつじ苑の生活協力員、管理委託業者とは、確実な情報伝達ができるような手段を構築する。

**【放課後対策課】**

公用携帯の他、無線機器等の伝達手段を拡充し、確実な情報伝達を実現する。

**【ごみ減量推進課】**

MCA無線機の操作方法について、課全員が扱えるように操作方法のマニュアルを共有する。また、課全員が訓練に参加する。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

**【防災危機管理課】**

豊島区基本計画

「震災時の避難、救援体制など、まち全体として災害への備えが出来ている」と思う区民の割合

【現状値】15.3%(令和3年)→【目標値】17.0%(令和7年)

## 非常用発電設備の導入【学校施設課・福祉総務課】

### 脆弱性の評価

#### 【学校施設課】

- ① 改築校には非常用発電設備を導入し、大規模停電時に必要な諸室へ72時間の電力供給を行うことができるが、未改築校には当該設備がないため、電力供給が困難である。
- ② 改築校の非常用発電設備も一時的な利用を想定しているため、長期間停電等への対応は困難である。

#### 【福祉総務課】

社会福祉施設等での利用者や避難者の生活にあたっては、停電時においてもライフラインの確保が不可欠な場合がある。

### 強靱化に向けた取組

#### 【学校施設課】

- ① 学校改築に合わせて非常用発電設備を順次導入する。仮校舎として使用する旧平和小学校複合施設にも非常用発電を導入する。
- ② 改築校については、体育館など避難スペースとして利用する諸室は電気式の空調設備とする。

#### 【福祉総務課】

施設の新設、改修にあわせて非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする。

### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

#### 【学校施設課】

豊島区学校施設等長寿命化計画

【現状値】改築済校数:9校(令和4年2月)→【目標値】改築済校数:11校(令和8年度末)

### 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等

#### 【学校施設課】

学校施設環境改善交付金

#### 【福祉総務課】

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

(1)-⑤「情報連絡体制の整備」の公園緑地課記述と同じ

**【リスクシナリオ(4)-②】**

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

**情報連絡体制の整備【広報課】**

**脆弱性の評価**

発災時に区内にいる住民、通学・通勤者、来街者、障害者、日本語の理解が難しい方々等に対して、必要な情報を的確かつ迅速に、適切な手段・言語・方法で発信・伝達できる体制を構築する必要がある。

**強靱化に向けた取組**

区ホームページやSNS、スマホニュースアプリ等を活用し、適時適切に情報発信できるようにする。

ケーブルテレビと引き続き検討を続け、適切に災害情報を発信できるようにする。

(4)-①「確実な情報伝達」の防災危機管理課記述と同じ

**【推進目標5】大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせない。**

**【リスクシナリオ(5)-①】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下**

|   |
|---|
| <b>事業継続力強化計画(BCP)策定に関するセミナー【生活産業課】</b>  |
| <b>脆弱性の評価</b>   |
| としまビジネスサポートセンター主催による区内事業者向けの事業継続力強化計画(BCP)策定に関するセミナーを実施(令和2年度)、策定の必要性や策定時のポイント等の講義を行った。今後、策定することの重要性について、区内事業者への理解を促進する必要がある。 |
| <b>強靱化に向けた取組</b>  |
| セミナーや勉強会、ビジネスサポートセンター窓口等で、BCP策定の必要性を積極的に周知する。   |

**【リスクシナリオ(5)-②】**

**社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止**

|  |
|--|
| <b>エネルギー供給の確保【防災危機管理課】</b>   |
| <b>脆弱性の評価</b>  |
| エネルギー供給の停止は、区民生活や行政機能、経済活動等、あらゆる社会活動の停滞を招く。停止が長期化した場合は区民の生命・財産にも影響を及ぼしかねず、早急な対応が必要となる。                             |
| <b>強靱化に向けた取組</b>   |
| 区は、エネルギーの途絶に備え、備蓄、非常電源、協定事業者・協定自治体の支援等、エネルギー代替手段・確保手段を講じておく。また、区民や事業者に対し、防災訓練や広報紙、区ホームページ等を通じて、エネルギー遮断への備えを普及啓発する。 |

### 非常用発電設備の導入【学校施設課】

#### 脆弱性の評価

- ① 改築校には非常用発電設備を導入し、大規模停電時に必要な諸室へ72時間の電力供給を行うことができるが、未改築校には当該設備がないため、電力供給が困難である。
- ② 改築校の非常用発電設備も一時的な利用を想定しているため、長期間停電等への対応は困難である。
- ③ ガスについてはバックアップがないため、給食調理や空調運転などに支障が及ぶ。

#### 強靱化に向けた取組

- ① 学校改築に合わせて非常用発電設備を順次導入する。仮校舎として使用する旧平和小学校複合施設にも非常用発電を導入する。
- ② 改築校については、体育館など避難スペースとして利用する諸室は電気式の空調設備とする。

#### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

豊島区学校施設等長寿命化計画

【現状値】改築済校数:9校(令和4年2月)→【目標値】改築済校数:11校(令和8年度末)

#### 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等

学校施設環境改善交付金

### 【リスクシナリオ(5)-③】

金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(5)-①「事業継続力強化計画(BCP)策定に関するセミナー」の生活産業課記述と同じ

**【推進目標6】大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。**

**【リスクシナリオ(6)-①】電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガスのサプライチェーン機能の停止**

**公園施設の確認及び安定したサービスの提供【公園緑地課】**

**脆弱性の評価**

電力及び上下水道は、公園にはなくてはならないエネルギー及び施設で、災害時代替手段等も含め、円滑及び早期に対策を進める必要がある。

**強靱化に向けた取組**

防災公園においては、災害を想定し準備している部分もあるが、多くのエネルギーを確保しているわけではないため、ほかの公園においても自然エネルギーの活用も視野に入れて整備する必要がある。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区地域防災計画

**区営住宅におけるエネルギー供給の確保【住宅課】**

**脆弱性の評価**

区営住宅における電気・ガス等のエネルギーの供給については、事業者の復旧次第であるが、管理委託業者を通じて、住宅の電気設備の被害状況や使用可否の点検等を迅速に行う体制を整備する必要がある。

**強靱化に向けた取組**

区は、エネルギーの途絶に備え、備蓄、非常電源、協定事業者・協定自治体の支援等、エネルギー代替手段・確保手段を講じておく。また、区民や事業者に対し、防災訓練や広報紙、区ホームページ等を通じて、エネルギー遮断への備えを普及啓発しなければならない。

(5)-②「エネルギー供給の確保」の防災危機管理課記述と同じ

(5)-②「非常用発電設備の導入」の学校施設課記述と同じ

## 【リスクシナリオ(6)-②】上水道等の長期間にわたる供給停止

### 上水道等の代替手段の確保【防災危機管理課・学校施設課】

#### 脆弱性の評価

##### 【防災危機管理課】

上水道が停止した場合、区民生活、医療活動等あらゆる場面で支障が生じる。東京都防災会議による被害想定では、直下型地震が起きると断水が復旧されるのは約17日後とされている。

##### 【学校施設課】

応急給水栓や井戸がない施設があるため、断水時の給水方法に施設間格差が生じる可能性がある。

#### 強靱化に向けた取組

##### 【防災危機管理課】

区は、救援センターへの避難者だけでなく、在宅避難者や帰宅困難者のためにも保存水を備蓄する。また、上水道等の供給停止が長期化し、保存水が枯渇した場合に備え、民間企業や協定自治体等からの確保手段を用意する。応急給水栓についても、住民や町会等との訓練を重ね、取扱方法を啓発し続ける。

##### 【学校施設課】

立地条件等を踏まえ応急給水栓の整備が困難な施設については、学校改築や校庭改修に合わせて、防災井戸の整備を検討する。

#### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

##### 【防災危機管理課】

豊島区地域防災計画

##### 【学校施設課】

豊島区学校施設等長寿命化計画

【現状値】改築済校数：9校(令和4年2月)→【目標値】改築済校数：11校(令和8年度末)

#### 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等

##### 【学校施設課】

学校施設環境改善交付金

## 水の備蓄【地域区民ひろば課・放課後対策課】

### 脆弱性の評価

#### 【地域区民ひろば課】

区民ひろばは、発災直後には利用者保護対応をする必要があり、自宅に帰ることができない利用者が一時的に施設に滞在することが想定される。そのため、利用者保護のために必要な水を備蓄する必要がある。

#### 【放課後対策課】

子どもスキップは、保護者へ引き渡すまでは児童を保護する必要がある。自宅に帰ることができない児童が一時的に施設に滞在することが想定されるため、水を備蓄する必要がある。

### 強靱化に向けた取組

#### 【地域区民ひろば課】

各区民ひろばでは、利用者保護のための保存水を備蓄する必要がある。また、乳児用液体ミルク等も導入し、お湯がなくてもそのまま飲める工夫をしていく。これらの備蓄品については、保存年限に注意し買い替えていく必要がある。

#### 【放課後対策課】

各子どもスキップでは、保護者へ引き渡すまでの間必要となる保存水を備蓄している。保存年限に注意し買い替えていく。

## 区営住宅入居者への防災意識の向上【住宅課】

### 脆弱性の評価

入居者に対して防災意識の向上に取り組み、上水道の供給停止が長期化することを想定し、水の備蓄を呼びかける必要がある。また、住宅の水道設備の被害状況や使用可否の点検等を迅速に行う体制を整備する必要がある。

### 強靱化に向けた取組

- ・毎月発行する「すまいのひろば」にて防災意識の啓発を行う。
- ・区営住宅の管理人、つつじ苑の生活協力員、管理委託業者とは、確実な情報伝達ができるような手段を構築する。

(6)-①「公園施設の確認及び安定したサービスの提供」の公園緑地課記述と同じ

## 【リスクシナリオ(6)-③】汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### 汚水処理施設等の代替手段確保【防災危機管理課】

#### 脆弱性の評価

合同防災訓練参加者に対し記念品として簡易トイレを配布し普及啓発していたが、配布する簡易トイレは終了し、現在は簡易トイレの説明のみを訓練の際に行っている。  
救援センターのマンホールトイレについては、学校工事改修の機会をとらえ、設置を進めている。当面の間改修の予定がない学校については、単独で設置工事ができるよう関係部署と協議をしており、令和6年度末までに全救援センターに設置ができるように進めている。

#### 強靱化に向けた取組

汚水処理施設・下水施設の機能停止に備え、住民は簡易トイレ等を備蓄しなければならない。そのために、区は防災訓練や広報紙、区ホームページ等を通じて、住民の災害への対策意識を向上させ、簡易トイレを備蓄してもらう必要がある。  
区は、都災害対策本部及び近隣区等と連携し、災害用トイレ備蓄の充実や災害時におけるし尿収集車の確保等により、し尿の処理体制を整備する。また、救援センター等における下水道用マンホール直結型仮設トイレの設置を進め令和6年度末までに完了させる。

#### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

豊島区地域防災計画

### 区営住宅入居者への防災意識の向上【住宅課】

#### 脆弱性の評価

入居者に対して防災意識の向上に取り組み、トイレ使用不可が長期化することを想定し、簡易トイレの備蓄を呼びかける必要がある。また、住宅の水道設備の被害状況や使用可否の点検等を迅速に行う体制を整備する必要がある。

#### 強靱化に向けた取組

- ・毎月発行する「すまいのひろば」にて防災意識の啓発を行う。
- ・区営住宅の管理人、つつじ苑の生活協力員、管理委託業者とは、確実な情報伝達ができるような手段を構築する。

## 災害時におけるし尿処理【ごみ減量推進課】

### 脆弱性の評価

#### ① 発生量の推計

豊島区災害廃棄物処理基本計画において、災害時におけるし尿の発生量を、約195,730ℓ/日と推計している。

#### ② 関係団体との事前調整

バキューム車の派遣要請等に関する「災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定」を、「一般社団法人 東京環境保全協会」「東京廃棄物事業協同組合」「株式会社京葉興業」「株式会社太陽油化」と23区全体で締結している。

### 強靱化に向けた取組

関係団体との調整方法を含めて、豊島区災害廃棄物処理基本計画に基づく具体的な行動手順を定めていく。

### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

豊島区災害廃棄物処理基本計画

(6)-①「公園施設の確認及び安定したサービスの提供」の公園緑地課記述と同じ

## 【リスクシナリオ(6)-④】地域交通ネットワークが分断する事態

### 橋梁の架替え、維持補修及び耐震補強化の推進・無電柱化の推進【道路整備課】

#### 脆弱性の評価

##### ① 橋梁の架替え、維持補修及び耐震補強化の推進

大規模な自然災害による人・物等の交通ネットワークの分断を防ぐため、定期的に点検を実施し、計画的な架替え及び維持補修、耐震補強等に努める予防保全型の管理を進めていく必要がある。

##### ② 無電柱化の推進

災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止など防災性の向上に加えて、安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化を推進する必要がある。

#### 強靱化に向けた取組

##### ① 計画的架替えや維持補修、耐震補強工事の実施

災害時の交通ネットワークの分断を防ぐため、法定点検の確実な実施による現状把握、橋梁の長寿命計画に基づく架替え及び補修並びに橋梁の耐震補強化を進める。

補助第174号線西巣鴨橋架替事業(L=117m・平成28～令和7年度・5,974百万円)

南池袋一丁目歩道橋架替事業(L=17・令和20年度・48百万円)

池袋大橋架替事業(L=254m・令和22～32年度・16,069百万円)

空蟬橋架替事業(L=28m・令和23～令和28年度・2,837百万円)

池袋本町四丁目歩道橋架替事業(L=17m・令和42年度・179百万円)

宮下橋架替事業(L=29m・令和48～令和53年度・1,557百万円)

池袋南交差西側歩道橋架替事業(L=25m・令和48年度・48百万円)

花のはし架替事業(L=36m・令和51～令和53年度・473百万円)

栄橋架替事業(L=24m・令和52年度～・1,239百万円)

##### ② 無電柱化の推進

区が管理する路線毎に、無電柱化による整備効果・施工性・効率性・財源等を検討して、優先的に整備する路線を選定する。

#### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

##### ① 計画的架替えや維持補修、耐震補強工事の実施

豊島区橋梁点検要領

豊島区橋梁の長寿命化修繕計画

橋梁の架け替え件数 現状値0件(令和4年度)→目標値9件(令和53年度)

##### ② 無電柱化の推進

豊島区無電柱化推進計画

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等

防災・安全交付金 道路事業

**【推進目標7】制御不能な二次災害を発生させない。**

**【リスクシナリオ(7)-①】市街地での大規模火災の発生**

**(1)-①木造住宅密集地域の改善【地域まちづくり課】と同じ**

**不燃領域率の向上【地域まちづくり課】**

**脆弱性の評価**

市街地の「燃えにくさ」を示す指標である不燃領域率が目標である70%に未だ到達していない。

**強靱化に向けた取組**

防災生活道路の拡幅整備や公園・ひろば等整備による空地の確保を進めるとともに、建替え助成制度等を活用して老朽建築物の除却・建替えを促進し、「燃え広がらない・燃えないまち」を早期に実現させる必要がある。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区基本計画

豊島区都市づくりビジョン

東京都防災都市づくり推進計画

池袋本町・上池袋地区まちづくり方針

補助81号線沿道巣鴨・駒込地区まちづくり方針

補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針

不燃領域率：【現状値】65.1%(令和3年度末)→【目標値】70%(令和7年度末)

**国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等**

東池袋四・五丁目地区住宅市街地総合整備事業

上池袋地区住宅市街地総合整備事業

池袋本町地区住宅市街地総合整備事業

長崎地区住宅市街地総合整備事業

補助81号線沿道地区住宅市街地総合整備事業

都市防災総合推進事業

東池袋四・五丁目地区密集市街地総合防災事業

上池袋地区密集市街地総合防災事業

池袋本町地区密集市街地総合防災事業

長崎地区密集市街地総合防災事業

補助81号線沿道地区密集市街地総合防災事業

雑司が谷・南池袋地区密集市街地総合防災事業

(1)-①「大規模なオープンスペースの確保」の公園緑地課記述と同じ

(1)-②「防災意識の向上」の防災危機管理課記述と同じ

## 【リスクシナリオ(7)-②】沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(1)-①「建築物等の耐震化」の建築課記述と同じ

### 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化【建築課】

#### 脆弱性の評価

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と防災拠点とを相互に交通するための道路である。区内には、旧耐震建築物の特定緊急輸送道路沿道建築物(17.7%)、一般緊急輸送道路沿道建築物(11.5%)が耐震化の不十分なまま残されており、災害時には建築物が倒壊する等区民の生命に甚大な被害が及ぼすことが予想される。区は、発災直後の交通を確保するため、緊急輸送道路の沿道建築物所有者に対し、耐震化支援制度を周知すると共に、法律に基づく指導等を行うことで沿道建築物の耐震化を促していく必要がある。

#### 強靱化に向けた取組

建物所有者への助成制度による支援や法令に基づく指導・助言など、様々な切り口から補強設計や耐震改修等を促進していく。また、災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。

#### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

豊島区耐震改修促進計画

特定緊急輸送道路沿道建築物震化率82.3%(令和2年6月末)→100%(令和7年度末)

一般緊急輸送道路沿道建築物震化率88.5%(令和2年6月末)→90%(令和7年度末)

#### 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等

住環境整備事業

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

## 延焼遮断帯の形成【地域まちづくり課】

### 脆弱性の評価

東京都施行による都市計画道路(特定整備路線)の整備に合わせて、大地震や大規模火災発生の際に、連続的な建物倒壊や大規模火災とならないよう、延焼遮断帯を形成するため、固く燃えにくい建物への建替えや老朽建築物の除却を促進する必要がある。

### 強靱化に向けた取組

#### ① 木造住宅密集地域の改善【(1)-①と同じ】

#### ② 特定整備路線沿道における不燃化・耐震化及び都市基盤の強化

都市防災不燃化促進事業などの建替え助成制度を活用し、防災上重要な避難路及び避難地の周辺の建築物の不燃化を促進することで、大規模な地震等で発生する市街地火災の延焼を防止するための延焼遮断帯の形成を図る。

また、東京都が整備する都市計画道路(特定整備路線)に合わせて街区再編や防災街区整備事業等を活用した共同化などを進め、土地の高度利用を含めて都市基盤の強化を図り、災害に強い市街地を形成する。

### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

東京都防災都市づくり推進計画

豊島区基本計画

豊島区都市づくりビジョン

池袋本町・上池袋地区まちづくり方針

補助81号線沿道巣鴨・駒込地区まちづくり方針

補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針

東長崎駅北口周辺地区まちづくりビジョン

椎名町駅北口周辺地区まちづくりビジョン

補助81号線沿道まちづくりビジョン

不燃領域率

【現状値】65.1%(令和3年度末)→【目標値】70%(令和7年度末)

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等

東池袋四・五丁目地区住宅市街地総合整備事業

上池袋地区住宅市街地総合整備事業

池袋本町地区住宅市街地総合整備事業

長崎地区住宅市街地総合整備事業

補助81号線沿道地区住宅市街地総合整備事業

都市防災総合推進事業

東池袋四・五丁目地区密集市街地総合防災事業

上池袋地区密集市街地総合防災事業

池袋本町地区密集市街地総合防災事業

長崎地区密集市街地総合防災事業

補助81号線沿道地区密集市街地総合防災事業

雑司が谷・南池袋地区密集市街地総合防災事業

(1)-①「大規模なオープンスペースの確保」の公園緑地課記述と同じ

## 【リスクシナリオ(7)-③】有害物質の大規模拡散・流出

### 工場等における化学物質の適正管理【環境保全課】

#### 脆弱性の評価

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例では、化学物質を年間100kg以上取り扱う工場等については、震災や水害時等の対策について、区に化学物質の管理方法書の提出が必要となる場合がある。

区内には化学物質の使用量が多いめっき工場が3施設あり、うち2施設は上記提出の対象となっていないが、全施設に対して年1回以上の立入検査により化学物質の適正管理を指導し、管理状況について監視している。

#### 強靱化に向けた取組

災害や水害時等の対策について、区に提出された化学物質管理方法書の内容について適切に計画されているかどうか、対応がとられているかどうかを定期的に確認し、必要に応じて指導・助言を行う。

#### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第112条

(1)-①「大規模なオープンスペースの確保」の公園緑地課記述と同じ

#### 【リスクシナリオ(7)-④】

飼い主が不明または死亡により、犬・猫等のペットの街中への放浪（都内の動物保護を所管する「東京都動物愛護相談センター」が対応しきれなくなった場合）

#### 放浪動物対策【生活衛生課】

##### 脆弱性の評価

豊島区地域防災計画では、ペットについて「同行避難」することとなっているが、飼い主が不明・死亡等による放浪動物についての対策が定められていない。原則「東京都動物愛護相談センター」が捕獲・保護することとなっているが、都内全域が被災した場合、迅速な対応は難しくなる。捕獲されず放浪したままであれば、咬傷事故の発生や動物由来の感染症が蔓延しかねない。他区では一時保護場所を開設する計画があるので、豊島区の状況を考慮した上で、区内動物病院やボランティア団体等と連携し捕獲・保護に関する協定を締結したり、また救援センター等での一時保護対策を講じておく必要がある。

##### 強靱化に向けた取組

###### ① 多様な避難者の視点を取り入れた救援センター運営

要配慮者、ペット同行避難者の視点も踏まえた安全・安心な救援センター運営体制を確立する。それに先立ち、ペット同行避難マニュアルの作成・普及啓発や障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した救援センターの整備を推進する。

###### ② 救援センターにおける衛生管理

避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

###### ③ 動物一時救護所の設置

東京都動物愛護センターやボランティアに依頼できる状況になるまでの動物一時救護所を設置、または各救援センターで動物一時救護所を確保する

##### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

豊島区地域防災計画

**【推進目標8】大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。**

**【リスクシナリオ(8)-①】**

**大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**災害廃棄物の処理【ごみ減量推進課・豊島清掃事務所】**

**脆弱性の評価**

**① 発生量の推計**

豊島区災害廃棄物処理基本計画において、区内における災害がれきの発生量を約64万トンと推計している。

**② 運搬車両等の確保と事前調整**

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理処分等の協力要請に関する「災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定」を、「東京廃棄物事業協同組合」「一般社団法人 東京環境保全協会」「一般社団法人 東京都中小建設業協会」「一般社団法人 東京都産業資源循環協会」と23区全体並びに東京二十三区清掃一部事務組合との間で締結している。

**③ 一次仮置場の候補地について**

豊島区地域防災計画で定められている一時仮置場は26か所41,194㎡となっている。時間経過ごとの廃棄物発生量や必要な面積を推計するとともに、不足する場合は新たな候補地の選定を検討する必要がある。

**強靱化に向けた取組**

運搬車両確保方法や仮置場の展開方法を含めて、豊島区災害廃棄物処理基本計画に基づく具体的な行動手順を定めていく。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区地域防災計画

豊島区災害廃棄物処理基本計画

**災害廃棄物置場の確保【公園緑地課】****脆弱性の評価**

区内のオープンスペースは、災害時廃棄物を置くだけでなく様々な用途に使わざるを得ない。諸機関との協力体制を確立し、速やかに対応する必要がある。

**強靱化に向けた取組**

優先順位最上位として、速やかに進められる体制を整備する。

**【根拠となる計画等・現状値・目標値】**

豊島区地域防災計画

### 【リスクシナリオ(8)-②】

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足より復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 地籍調査事業の推進【土木管理課】

##### 脆弱性の評価

土地の境界の確認を行う地籍調査事業は、土地所有関係者の協力・理解を得て進めるものであるため、進捗状況が芳しくない。

地籍調査事業進捗率(実施換算面積/豊島区面積)4.4%(令和3年度末)

##### 強靱化に向けた取組

地籍調査事業の推進

##### 【根拠となる計画等・現状値・目標値】

第七次地籍整備総合計画

豊島区地籍調査実施面積(換算面積)及び実施率

【現状値】令和元年度(0.51km<sup>2</sup> 3.9%)→【目標値】令和11年度(1.10km<sup>2</sup> 8.4%)

##### 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等

地籍調査費負担金

#### 災害対応にあたる人員・人材等の確保【防災危機管理課・公園緑地課】

##### 脆弱性の評価

豊島区災害時受援応援計画【人的受援編】が策定されているものの、人員の確保が約束されていないわけではない。人員が大幅に不足した状態や習熟度の低い職員で復旧・復興に当たる可能性がある。

##### 強靱化に向けた取組

###### ① 災害対応にあたる人員・人材等の確保

豊島区災害時受援応援計画【人的受援編】に基づき、人員・人材等を補填していく。同計画が実行性のあるものとなるよう、都、豊島区民社会福祉協議会、協定自治体等との連携を深め、防災訓練等で人材の要請から受入、分担等の流れを確認する必要がある。

## ② 訓練の実施

復旧に携わる人材は、区職員だけにはとどまらない。関連防災団体、地域防災組織やボランティア等、多様な人材や組織との協働が必要となる。そのため、平常時より東京都や各防災関連団体との防災訓練を実施し、復旧業務の手順等を確認する。

## ③ 被災者生活再建システムの活用

発災時に利用するシステムについても、直感的に操作できるもの、全国的に普及しているものの活用により、応援スタッフが即戦力となる環境を整える。

**【リスクシナリオ(8)-③】**

**地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**迅速な復旧・復興【防災危機管理課・地域区民ひろば課・都市計画課】**

**脆弱性の評価**

**【地域区民ひろば課】**

区民ひろばの個人利用登録、団体登録は紙ベースで管理しており、火災等で書類が焼失した場合は記録が消失する恐れがある。

**【都市計画課】**

復興まちづくりを進めるためには、住民との連携が重要となることから、発災前の平時において、町会、自治会等の地域コミュニティの中で将来のまちづくり構想等の話し合いを進める必要がある。

**強靱化に向けた取組**

**【地域区民ひろば課】**

地域コミュニティの再結成に向けて、ハード面、ソフト面共に整えていく必要がある。情報の保存方法についてバックアップがとれる体制を構築する必要がある。

**【都市計画課】**

迅速な都市復興が実現できるよう、震災復興マニュアルを踏まえながら、区民、事業者等と協働して、震災復興事業を総合的かつ計画的に推進する。

豊島区国土強靱化地域計画

令和5年3月29日策定

豊島区総務部防災危機管理課

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1

電話番号:03-3981-1111(代表)

豊島区ホームページ:<https://www.city.toshima.lg.jp/>